

官報号外

昭和二十六年五月二十二日

第十回参議院會議録第四十四号

昭和二十六年五月二十一日(月曜日)午前十時四十一分開議

議事日程 第四十三号

昭和二十六年五月二十一日
午前十時開議

- 第一 港灣運送事業法案(本院提出、衆議院回付)
- 第二 利根川開発法案(石川榮一君外百十二名発議)
- 第三 審議会等の整理のための総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出) (委員長報告)
- 第四 審議会等の整理等のための農林省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出) (委員長報告)
- 第五 審議会等の整理等のための建設省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出) (委員長報告)
- 第六 審議会等の整理等のための経済安定本部設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出) (委員長報告)
- 第七 審議会等の整理等のための厚生省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出) (委員長報告)
- 第八 審議会等の整理のための国立世論調査所設置法の一部を改正する法律案(内閣提出) (委員長報告)

第九 審議会等の整理のための地方自治庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出) (委員長報告)

第一〇 審議会等の整理のための大蔵省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出) (委員長報告)

第一一 審議会等の整理等のための通商産業省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出) (委員長報告)

第一二 審議会等の整理等のための運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出) (委員長報告)

第一三 特別調達庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出) (委員長報告)

第一四 外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出) (委員長報告)

第一五 日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律案(内閣提出) (委員長報告)

第一六 国際連合教育科学文化機関憲章を受諾することについて承認を求めの件(衆議院送付) (委員長報告)

○議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

一昨十九日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

有価証券の処分調整等に関する法律の廃止に関する法律案

同日議員から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを建設委員会に付託した。

土地收用法案(岩沢忠恭君発議)
土地收用法施行法案(岩沢忠恭君発議)

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。

土地收用法案(岩沢忠恭君発議)
土地收用法施行法案(岩沢忠恭君発議)

同日利根川開発法案につき左の発議者から発議の取消しの申出があつた。

高橋 道男君
加藤 正人君
岡部 常君
小宮山常吉君
杉山 昌作君
村上 義一君
高木 正夫君
波多野林一君
高橋龍太郎君
野田 俊作君

同日委員長から左の報告書を提出した。

審議会等の整理のための総理府設置

審議会等の整理等のための農林省設置法等の一部を改正する法律案可決報告書

審議会等の整理のための建設省設置法等の一部を改正する法律案可決報告書

審議会等の整理等のための経済安定本部設置法等の一部を改正する法律案可決報告書

法の一部を改正する法律案可決報告書

審議会等の整理等のための農林省設置法等の一部を改正する法律案可決報告書

審議会等の整理のための建設省設置法等の一部を改正する法律案可決報告書

審議会等の整理等のための経済安定本部設置法等の一部を改正する法律案可決報告書

審議会等の整理等のための厚生省設置法等の一部を改正する法律案可決報告書

審議会等の整理のための大蔵省設置法等の一部を改正する法律案可決報告書

審議会等の整理等のための通商産業省設置法等の一部を改正する法律案可決報告書

審議会等の整理等のための運輸省設置法等の一部を改正する法律案可決報告書

特別調達庁設置法の一部を改正する法律案可決報告書

外務省設置法の一部を改正する法律案可決報告書

利根川開発法案可決報告書

同日全国選挙管理委員会委員長より左の通り補欠選挙に当選した旨の通知書を受領した。

大阪府選出(五月十八日当選)
中山 福藏君

大府選出(五月十八日当選)
中山 福藏君

大阪府選出(五月十八日当選)

〔中山福藏君起立、拍手〕

○議長(佐藤尚武君) これより本日の会議を開きます。

この際、新たに議席に着かれました議員を御紹介いたします。議席第十三番、地方選出議員、大阪府選出、中山福藏君。

○議長(佐藤尚武君) 議席第五十四番、地方選出議員、大阪府選出、瀧澤春次君。

○議長(佐藤尚武君) 一昨十九日議決いたしました甲詞を、議長は衆議院議長と共に同日午後皇居に参内し、田島宮内庁長官を経て捧呈いたしましたところ、天皇陛下におかせられました。衆参両院において深厚なる甲意を表しましたことに対し深く感謝する旨、並びに両院議長へよろしく謝意を伝えるようにとの優渥なるお言葉を賜りました由、宮内庁長官からお話ございました。

以上御報告を申し上げます。

○議長(佐藤尚武君) 日程第一、港灣運送事業法案(本院提出、衆議院回付)を議題といたします。

港灣運送事業法案

右の貴院から送付された貴院提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條により回付する。

昭和二十六年五月十七日
衆議院議長 林 謙治
参議院議長 佐藤尚武殿

官報号外

昭和二十六年五月二十二日

参議院會議録第四十四号

議長の報告

會議

新議員の紹介

甲詞捧呈に関する議長の報告

港灣運送事業法案

七七一

附則 (小字及び一は審議院修正)

1 この法律施行の期日は、公布の日から九十日をこえない期間内において、政令で定める。
2 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
3 担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。
4 運輸省設置法の一部を次のように改正する。
5 港灣運送事業法(昭和二十六年法律第...号)の一部を次のように改正する。

21-1 港灣運送事業の登録に關すること。

自動車抵当法施行法(昭和二十六年法律第...号)の一部を次のように改正する。
第五條中「及び道路運送法施行法」を、「道路運送法施行法」に改め、「自動車交通事業財団」の下に「及び港灣運送事業財団」を加ふる。
海軍代理士法(昭和二十六年法律第...号)の一部を次のように改正する。
別表第二中第五号の次に次の一号を加ふる。
五の二 港灣運送事業法(昭和二十六年法律第...号)
(経過規定)
この法律施行の際現に港灣運送事業を営んでいる者は、この法律施行の日から六十日以内は、第四條の規定にかかわらず、当該事業を引き続き営むことができる。その期間内に第五條の規定により登録を申請した場合において、その申請について登録をした旨又は登録を拒否する旨の通知を受ける日までも同様とする。

した運賃若しくは料金の割戻をし

一般港灣運送事業者又は附則第七項の規定により一般港灣運送事業者を営む者は、第十一條の規定にかかわらず、この法律施行の日から五箇月間は、第十一條の規定による手続を経て定めたる港灣運送約款によらないで港灣運送の引受をしてよい。
議長(佐藤尚武君) これより本案の採決をいたします。本案の参議院修正に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。
起立者多数
議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は参議院の修正に同意することに決定いたしました。
議長(佐藤尚武君) 日程第二、利根川開発法案(石川榮一君外百十二名発議)を議題といたします。
先ず委員長の報告を求めます。建設委員長小林英三君。
〔審査報告書は都合により附録に掲載〕
利根川開発法案
右の議案を議決する。
昭和十六年三月三十一日
發議者

- 小野 義夫 滝井治三郎
高橋進太郎 大矢半次郎
小笠原三三男 愛知 揆一
鈴木 恭一 油井賢太郎
鈴木 直人 一松 政二
木村 守江 山田 佐一
中山 壽彦 堀 末治
杉原 荒太 大谷 豊潤
鈴木 安孝 長島 銀藏
寺尾 豊 小杉 繁安
古池 信三 泉山 三六
飯島進次郎 三浦 辰雄
高良 とも 柏木 庫治
加賀 操 小林 政夫
加藤 武徳 小野 哲
秋山俊一郎 岡崎 眞一
平岡 市三 長谷山行毅
池田宇右衛門 城 義臣
西川甚五郎 櫻内 義雄
小川 久義 境野 清雄
鈴木 強平 深川榮左エ門
大隈 信幸 紅露 みつ
鬼丸 養齊 西田 隆男
菊田 七平 木内キヤウ
前之園喜一郎 深川タマエ
駒井 藤平 稻垣平太郎
岩男 仁藏 一松 定吉
有馬 英二 林屋龜次郎
伊達源一郎 藤野 繁雄
岡本 愛祐 前田 穰
梅原 眞隆 竹下 豊次
島村 軍次 伊藤 保平
宮城タマヨ 平沼彌太郎
川村 松助 重宗 雄三
石原幹市郎 加納 金助
九鬼紋十郎 黒田 英雄
山本 米治 入交 太藏
西山 龜七 大野木秀次郎
高津 忠彦 中川 幸平

参議院議長佐藤尚武殿
利根川開発法
(目的)
第一條 この法律は、利根川流域における資源を総合的に開発し、利用し、及び保全し、もつて災害の防除と産業の振興に資することを目的とする。
(定義)
第二條 この法律において「利根川流域」とは、利根川水系を含む地域で、政令で定めるものをいう。
(利根川総合開発計画)
第三條 国は、第一條の目的を達成するため、利根川総合開発計画(以下「開発計画」という。)を樹立し、これに基づき事業を当該事業に關する法律(これに基づく命令を含む。)の規定に従い、実施するものとする。
2 開発計画は、利根川開発基本計画(以下「基本計画」という。)及び利根川開発年次計画(以下「年次計画」という。)とする。
(基本計画)
第四條 基本計画は、利根川流域において施行される重要な施設及び

事業の総合的且つ基本的な計画とし、第一條の目的を達成するため必要な施設の計画及び事業の基準で、左の各号に掲げるものに関するものとする。

- 一 河川に関する施設及び事業
- 二 砂防に関する施設及び事業
- 三 公有水面の埋立に関する施設及び事業
- 四 運河に関する施設及び事業
- 五 海岸保全に関する施設及び事業
- 六 造林、営林及び治山に関する施設及び事業
- 七 かんがい排水及び干拓に関する施設及び事業
- 八 水道及び下水道並びに工業用水に関する施設及び事業
- 九 水力発電に関する施設及び事業
- 十 気象施設
- 十一 こう水予報に関する施設
- 十二 前各号に掲げるものに関連する施設又は事業

発審議会の議を経なければならぬ。

(国土総合開発計画との調整)

第七條 開発計画と国土総合開発法(昭和二十五年法律第二百五号)に規定する国土総合開発計画との調整は、内閣総理大臣が利根川開発庁長官及び国土総合開発審議会の意見を聞いて行うものとする。

(関係地方公共団体の意見の申出)

第八條 関係地方公共団体は、開発計画に関し、内閣に対して意見を申し出ることができる。

(開発計画に基づく事業)

第九條 開発計画に基づく事業は、昭和二十八年年度から開始し、昭和三十一年度までに完成しなければならない。

(利根川開発庁の設置)

第十條 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三條第二項の規定に基づいて、総理府の外局として、利根川開発庁を設置する。

- 2 利根川開発庁の長は、利根川開発庁長官とし、國務大臣をもつて充てる。
- (利根川開発庁の所掌事務の範囲及び権限)
- 第十一條 利根川開発庁は、開発計画について調査し、及び立案し、並びにこれに基づく事業の実施に関する事務の調整及び推進にあたる。
- (利根川開発庁に置かれる特別な職)
- 第十二條 利根川開発庁に、次長一人を置く。
- 2 次長は、長官を助け、庁務を整理する。

第十三條 利根川開発庁に、參與十人以上を置き、庁務に參與させる。

- 2 參與は、関係行政機関の職員のうちから、長官が命ずる。
- 3 參與は、非常勤とする。

(利根川開発審議会)

第十四條 利根川開発庁に利根川開発審議会(以下「審議会」という)を置く。

- 2 審議会は、第六條に規定するものの外、利根川開発庁長官の諮問に応じ、開発計画に関する重要事項を調査審議する。
- 3 審議会は、開発計画に関する重要事項について、関係行政機関に建議することができる。
- 第十五條 審議会は、左に掲げる者につき、内閣総理大臣が任命する委員三十人以上で組織する。

- 一 衆議院議員のうちから衆議院が指名した者 五人
- 二 参議院議員のうちから参議院が指名した者 三人
- 三 関係都県の知事 六人
- 四 関係都県の議会の議長 六人
- 五 学識経験のある者 十人以上

- 2 委員の任期は、二年とする。但し、委員に欠員が生じた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。委員は、再任されることができない。
- 3 委員は、非常勤とする。
- 4 審議会の会長は、委員のうちから互選する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 会長は、会務を整理する。
- 6 前項に定めるものを除く外、審

- 議会の議事及び運営に関し必要な事項は、審議会が定める。
- (議員)
- 第十六條 利根川開発庁に置かれる職員の内、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)の定めるところによる。
- (定員)
- 第十七條 利根川開発庁に置かれる職員の内、別に法律で定める。
- (資料の提出等)
- 第十八條 利根川開発庁長官は、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、必要な資料の提出を求めることができる。
- (勧告)
- 第十九條 利根川開発庁長官は、関係地方公共団体に対し、開発計画に基づく事業に関し必要な勧告をすることができる。
- (協力義務)
- 第二十條 関係行政機関及び関係地方公共団体は、開発計画に基づく事業の促進及び完成に誠実に協力しなければならない。
- (国有財産の譲渡等)
- 第二十一條 国は、開発計画に基づく事業の用に供するため必要があると認めるときは、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二

十二條又は第二十八條の規定にかかわらず、開発計画に基づく事業の実施に要する費用を負担する公共団体又は第二十三條に規定する特別の法人に対し、普通財産を無償貸付し又は譲渡することができる。

(経費負担の特例)

第二十二條 国は、開発計画に基づく事業を実施するため必要があると認めるときは、他の法令の規定にかかわらず、政令の定める基準により、地方公共団体が負担すべき費用の割合を軽減し、又は当該地方公共団体に対して地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第十六條の規定に基づき補助金を交付することができる。

(特別の法人)

第二十三條 別に法律の定めるところにより設立される特別の法人は、開発計画に基づく事業の一部を実施し、又は開発計画に基づく事業の一部を実施する者に対し、投資その他の助成をすることができる。

- 1 この法律施行の期日は、政令で定める。但し、昭和二十七年四月二日以後であつてはならない。
 - 2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。
- 第十七條中「北海道開発庁」を「利根川開発庁」に改める。

第十八條中	北海道開発庁	北海道開発法(昭和二十五年法律第百二十六号)
	北海道開発庁	北海道開発法(昭和二十五年法律第百二十六号)
	利根川開発庁	利根川開発法(昭和二十六年法律第百二十六号)

に改める。

3 国家行政組織法の一部を次のように改正する。
別表第一の総理府の項中「北海道開発庁」を「北海道開発庁」に改める。

4 行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。
第二條第一項の表総理府の項中「北海道開発庁四五人」を「北海道開発庁五一人」に、同項中「計六二、三二八一人」を「計六二、四三二一人」に、同表合計の項中「八八七、二七七人」を「八八七、三二八人」に改める。

○小林英三君登壇、拍手
利根川開発法案につきまして、建設委員会の審議の経過並びに結果につきまして御報告申し上げます。
本法案は、利根川流域が我が国において占める重要性に鑑み、積年莫大な額に上る災害を防止し、その包蔵する未開発水資源の最大限の開発を図るため、総合的且つ基本的な開発計画を樹立いたしました。これに基き事業を強力且つ迅速に実施することを目的とするものであります。建設委員は、本法案に對しまして提案者の説明を聴取すると共に、関係当局の意見を徴し、又内閣、経済安定、地方行政の三委員会と連合委員会を開きまして、慎重なる審議をいたした次第であります。

○赤木正雄君登壇、拍手
本法案は、利根川流域の資源を總

利根川開発計画に関するもの、第二は利根川開発庁に関するもの、第三は利根川開発審議会に関するもの、第四は関係行政機関、地方公共団体に関するもの及び利根川開発のための特別法人に関するものなどであり、これに關しまして提案者からは、提案理由をいたしまして、利根川流域の重要性、豊富なる未開発資源等について各種の資料によりまして説明すると共に、一方、利根川の逐年の災害状況と沿岸住民の深刻なる苦惱犠牲の事情が述べられ、現状のごとき行政機構及び事業の進行を以てしては、災害の根本的防除と資源の総合的開発は百年河清を待つことがとゞきものである。よつてこれらに對処するため本法案を提出するに至つた理由と、本開発事業の概略及び経済的効果等が詳しく述べられたのであります。

質疑応答の主なるものとしたしましては、先ず本法案と国土総合開発法の関係と、新たに利根川開発庁を設置するの可否に関するものであります。即ち一委員から、現在の国土総合開発法の運用によつて利根川の開発は図れるのではないかと、又新たに開発庁を設けることは行政簡素化に背馳するものでないかという質問があつたのであります。これに對しまして提案者からは、国土総合開発法というものは全国を対象として単に総合開発計画だけの樹立を図るにとどまつておつて、同法施行の現状は未だ各都府県の計画作成の準備段階にあるに過ぎぬばかりでなく、国土総合開発審議会及びその事務局の機構を改め、拡充強化するといった緊急を要する利根川の現状は到底これが解決に期待することは

至難である。又新たにこの開発庁を設ける理由は、今日の各関係機関の割拠主義に對処して、総合的な基本計画を樹立し、事業を強力に推進するためには、中央にこれを專管する機関を設置する必要があるのである。緊要なる部門に對して新たに最小限度の機関を設けることは、行政簡素化の趣旨に違反するものではないといふ答弁があつたのであります。次に他の委員より、本案の例に倣つて他の重要河川についても同じような問題が生ずるのではないかと質問をいたしました。提案者の答弁といたしましては、それは予想されるるところである。併しながら各河川にはそれ／＼重要度、緊要度乃至事業の経済的効果の大小等、おのずから差異があり、又かかる問題が全国的に取上げられるようになるならば、行政の重点がこれに指向されるわけであつて、これに對應する行政機構の改革も必至となるものと考へるとの意見があつたのであります。このほか本法案の利根川開発に對する調査若しくは準備の状況、事業完成年限、従来の公共事業との関係、その予算計上の取扱、閣議による計画決定の程度等、多くの質疑応答があつたのであります。

更に連合委員会におきましては、経済安定本部長官、建設、農林、大蔵各大臣、地方自治庁長官等の出席を求めまして、重要な質問と意見の開陳があつた次第であります。その要旨は、一委員より、本法案の目的とするところを国土総合開発法の運用によつて実現し得ると考へるが、政府の所見如何との質問に對しましては、経済安定本部長官は、同法施行以來地方ごとの計画を立てると共に、これを全国的に總

合するために作業が進められており、都府県の計画が漸次提出されつつあり、又重要河川や未開発地域に對する総合開発も検討されつつある。古來重大問題である利根川水害の開発の必要はもとより認めるところであるが、それは国土総合開発法によつて進める考へであるとの答弁があつたのであります。次に一委員より、国土総合開発法の運用に關する諸問題のほか、本法案が成立する場合、河川行政が全国的の一元性を害されるがごときことはいないか、又仕事は建設省が担当するにかかわらず、計画は開発庁が決定すること、事業の円滑なる執行を害するのではないかと質問があつたのであります。これに對しまして建設大臣は、開発庁は企画官庁である、企画に當つては現業担当機関の意見を徴するもので、必ずしも全国的調和が害されるとは思はない、セクショナルリズムの打破、円滑なる事業の執行の点に對しては、懸念がないでもないとの答弁があつたのであります。又、一委員より、開発庁は企画官庁としても、利根川流域だけを切離すことは全国的調和を破る虞れがあり、特に開発事業を十ヶ年間に完成するという規定は重大である、所見如何との質問に對しまして、建設大臣といたしましては、第九條は訓令の規定であると考へるとの答弁があつたのであります。この点につきまして提案者に意見を求められたのに対しては、提案者は、事業完成の

日途を定めることが必要である。我が國財政経済は今後十年間には飛躍的發展が期待されるに對し、一方、利根川流域の災害は過去において一カ年一十億円を超えるがごときことがあつた事

実に徴して、事業費一千九百億円は決して膨大なものではないと考へる。又法案には利根川開発のために特別法人の成立を予定しており、従つて事業の性質によつては、財政支出のほか、民間資金、外資の投入も考へられるとの意見であつたのであります。次に一委員より、本案開発事業費に對する財政計画と、これに關連いたしました公共事業費、及び地方公共団体の起債の枠、そのほか本法案と地方団体の自主性及びその負担等について質問があつたのであります。これに對しましては、大蔵大臣、地方自治庁長官から、我が國財政の現状は個々の事業に對して五年十年に亘る財政計画を定めることは困難であり、公共事業費及び起債の枠については、今後の我が國財政経済の状況から総合的に定めるはかはない旨、又本案は別に地方自治を害するとは考へぬが、特別法人の性格如何については十分検討を要する旨の答弁があつたのであります。

かゝりいたしました後、更に五月の十九日、本委員会を開きまして、質疑を終了、討論に入りましたところ、赤木委員と東委員より反対、岩崎委員と小川委員より賛成討論があり、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。（拍手）
○議長（佐藤尚武君） 本案に對し討論の通告がござります。発言を許します。赤木正雄君。

○赤木正雄君登壇、拍手
本法案に對し討論の通告がござります。発言を許します。赤木正雄君。

この法案は、利根川流域の資源を總

合するために作業が進められており、都府県の計画が漸次提出されつつあり、又重要河川や未開発地域に對する総合開発も検討されつつある。古來重大問題である利根川水害の開発の必要はもとより認めるところであるが、それは国土総合開発法によつて進める考へであるとの答弁があつたのであります。次に一委員より、国土総合開発法の運用に關する諸問題のほか、本法案が成立する場合、河川行政が全国的の一元性を害されるがごときことはいないか、又仕事は建設省が担当するにかかわらず、計画は開発庁が決定すること、事業の円滑なる執行を害するのではないかと質問があつたのであります。これに對しまして建設大臣は、開発庁は企画官庁である、企画に當つては現業担当機関の意見を徴するもので、必ずしも全国的調和が害されるとは思はない、セクショナルリズムの打破、円滑なる事業の執行の点に對しては、懸念がないでもないとの答弁があつたのであります。又、一委員より、開発庁は企画官庁としても、利根川流域だけを切離すことは全国的調和を破る虞れがあり、特に開発事業を十ヶ年間に完成するという規定は重大である、所見如何との質問に對しまして、建設大臣といたしましては、第九條は訓令の規定であると考へるとの答弁があつたのであります。この点につきまして提案者に意見を求められたのに対しては、提案者は、事業完成の

合的に開発し、利用し、及び保全し、災害の防除と産業の振興に資することを目的としていますが、第四條の基本計画に掲げておる事業の種類から見ても、又審議に際して発議者の説明からしても、主として利根川の治山治水の完遂を望むものであります。御承知の通り、国土総合開発法がすでに制定されて、このうち都府県総合開発計画に属するものがこの利根川開発法とも言えますが、都府県は国の方針とかけ離れた計画を立ててはならないので、このため国土総合開発審議会を設置するように法律に規定しております。発議者は、国土総合開発審議会の活動が不十分であること、又審議会はただ審議にとどまつて実行機関ではない。然るに利根川の荒廃の状況を見ては一日も放置することができぬから、あえてこの法律案を提出すると言われますが、審議会が十分の活動をせぬ限り、その不備の点を改めてよく審議会の目的を果すように改めるのが国会の責務であります。又、今日総合開発すべき事柄はたくさんあります。我が国の経済の現状と総合開発の結果もたらす利益等、あらゆる視野から十分審議検討を加えて、いずれの総合開発から第一に着手すべきか、工事の内容と施工の順序を決定するのが国土総合開発審議会の重要な役目であり、この審議会の結果の公表によつて、国民は初めて納得し、工事も容易にでき得るものと言わねばなりません。

又発議者は、本案の制定により完全なる利根川治水計画を立てると言われますが、利根川は昭和十三年の水害によりまして増補計画ができましたが、その後昭和二十二年の大災害の結果、慎重な審議の結果、すでに利根川改訂大計画は完成しておるのであります。今では単にこれに投する工費の如何にかかつておるのであります。本法案によりまして、昭和二十八年から向う十九年間に、この利根川開発を完成しなければならぬとしておりますが、一体その費用は発電事業を除いて一千九百億円を要し、即ち年平均百九十億円を必要として、その主たるものは治山治水であります。昭和二十六年年度の国全体の治山治水事業費は僅かに百十億六千二百三十二万円であります。なお詳細に國で直轄施行の河川費について見ますと、八十七億七千七百九十九千円を以て利根川初め全国七十四河川に仕事をせねばならぬという今日の状態であります。治山治水事業は、終戦後の今日においては各地方における連年の惨害から、いずれの地方におきましても、もはや放置を許さない状態でありまして、決して一地方に限つて大部分の国費を投入することはできないのであります。各河川の災害の多少と、これに要する治山治水費の総額と、又工事施行によつて受ける直接の利益等これらを十分吟味して国費の投分に當るのが今日のこの貧弱な財政におきまして公共事業費を公平に按分するゆえんであります。現に利根川流域の直轄河川改修費が他の河川に比較して多額の国費を投せられているのもそれがためと考えられます。私は治山治水の公共事業費を少しでも増額されるためには及ばずながら年々努力して参りました。又利根川についてもあらゆる方面をよく検討し、随分苦勞しておる一人であります。大蔵大臣が言明されたごとく、我が国の経済の現状

からしては利根川開発のみに継続費を計上してかかる巨額の費用を投ずることとは到底不可能であるのみならず、万一この法案が通過すれば、少くとも現在施行中の七十数河川の直轄河川流域においてもこれと類似の法案が提出されることは当然であります。この法案を、内閣、地方行政、経済安定及び建設の連合委員会において慎重に審議した席上におきましても、政府は本法案に反対の意思を明らかにされました。むしろ本法案の不成立を要望されたのであります。私は、政府の考への如何にかかわらず、折角我々が制定したあの国土総合開発法、これを持ちながら、その法律を十分生かすことなく、その法律の意義を没却するようなこの法案を制定することは、参議院の使命として決して賛意を表し得ない。この意味から反対するものであります。(うまいぞ)と呼ぶ者あり、拍手)

○議長(佐藤尚武君) 岩崎正三郎君。○岩崎正三郎君登壇、拍手) 岩崎正三郎君 私は本法案に對して賛成の意を表するものでございませぬ。今日いろいろ、国土総合開発の問題が論じられておりますが、これは日本の経済の自立を促進するために最も基本的な問題であります。そこで私もこの国土総合開発の問題を本気でやるためには、今日の国土総合開発法のかような現実の状態においては断じて不可能であると思ふ。それはすでに衆議院の建設委員会の報告を見まして、我々参議院の建設委員会の調査によりまして、今日の国土総合開発法の実態、その実施或いは調査の実情を見ましても、さやうなことは明白にかつておるのであります。それであればこそ今日各党派におかれましても、この国土総合開発というものに對しましては真剣に御研究になつておること、御案内の通りであります。特に昭和二十二年以来非常な災害によつてその困難な立場に置かれておるところの関東一都五県においては、その苦しみ或いは悩み、この問題に對する真剣な希望が一千五百万の住民から脈々として起つておるところは、全国におけるとおりの総合開発という問題と関連してあります。今、関東一都五県の諸君がこの問題を提げておるといふことは、単に関東一都五県の問題でなくして、全国におけるところの総合開発の問題というものを真剣に取上げねばならぬという事案が起きておるといふことを、我々看取せざるを得ないのであります。特にこの関東の地は昔から関東の力を以て当れば全国の力に當ると言われておる。今日関東一都五県の米の生産高は全国の二割に達し、表においては四割二分を越すという。我々はこれを見ましても、今日荒廃しておるところのこの関東を本気になつて開発すること、日本のためには、全国のために一番大切であるやうなことを申し上げざるを得ないのであります。而も今日、今までの政府の計画を見ますならば、この利根川治水、単に建設関係、土木関係を見ましても、この利根川治水につきましても、今日の予算関係係を以てするならば百年ぐらいたたなければ利根川流域は完全なるものにならぬ。百年河清を持つという言葉がありましても、百年待つておるならば、これは結局永久に利根川関係、

関東関係の住民は塗炭の苦しみに悩まなければならぬといふことは当然と申されるのであります。そこで私どもは、今この問題を、この切々たる要求を取上げて、今日利根川流域を本當に総合的に開発することが、利根川流域住民の希望ばかりでなく、全国民の希望でなければならぬと私は考へるのであります。総合開発法の問題につきまして先ほど赤木議員が申されましたが、今日の総合開発法は先ほど申しましたごとく誠に面に描いた餅にもならぬやうな実情でございませぬ。さういふものを便々として待つておるならば、多くの農民は、多くの国民は、いつになつてその生活の安定が希求せられましようか。私もこれを考へるときに、とにかく一歩前進させるためにこの法案を是非とも通さなければならぬと、かやうに深く感じておる次第であります。今日利根川問題がかやうに皆さんに真剣に御研究を願つておることは、皆さんが如何に今日の治水治山といふものがただ単に河川の土木的な災害の復旧のみによつて解決されないといふことを御承知であらうと思ふのであります。今日農林省関係或いは運輸省関係或いは通産省関係、さやうな関係が入り乱れておるために、開発が進行しない。特に利根川のごとく大きな河川におきましては、その各省関係のいろいろの交錯のために、排水機の問題、干拓の問題、すべてが遅々として進まず、而も多くの国費が浪費されておる。これを見ますならば、私どもは何としましても総合的な計画を立て、而もそれと真剣に取組んで行か

なければ、この問題は解決しないと思つておるのであります。

あとから／＼いろ／＼な法案が出て来るだろうと言われておる。あとからあとから出て来ることは、これは今日の政府が十分にこの問題をやつておらないから、各河川を中心にしていろ／＼な法案が出て来るのは必然でありましよう。今からかような問題を一步前進の形を以て解決をして行くということに、私は全國民の希望がここにありと私は深く信じております。どうか一つ、私どもは一千五百万の関東住民のこの心持は、恐らくこれは全國民の心持であらうと考えておるのであります。今いろ／＼な問題がありましようけれども、私どもはかような問題を一步一步解決するということ、一步一步前進の姿に持つて行くこととする考えにおきまして本法案を提出しておられると思つてあります。幸いに賢明なる皆さんがたの御協賛によりまして本法案が通過されるならば、恐らく私は今日の中途半端な国土総合開発法も必然に、完全なる、強力なる国土総合開発を振興するところの方向に持つて参れるであらうということを確認するのであります。

かような意味合いにおきまして、どうか賢明なる皆さんがたの心からなる御賛成をお願い申しまして、私の賛成演説に代える次第でございます。(拍手)

○議長(佐藤武彦) 佐々木良作君。
〔佐々木良作君答へ、拍手〕

○佐々木良作君 私はこの利根川開発法案に誠に遺憾でありますけれども反対をいたします。

先ほど赤木君から反対の理由が述べ

られ、岩崎君から賛成の理由が述べられました。併し大体におきまして、この利根川開発法案をよく見ますと、赤木君が反対の理由を言われました。それから委員会の間でも相当いろいろなことを言われておりました。同時に又賛成者のほうの、提案者のほうの意向も大変ありましたけれども、併し今のところ大体私は両方ともナンセンスだと思つておる。大体におきまして、この利根川開発法ができて、利根川は今よりもこの数年のうちに、よくなるらぬと思つておる。それから又これをどうしても出さなければいかんと言われる地元民の關係だつて同じようなことだと思つておる。それから潰すほうとしましても、反対するほうの側に立つて見ましても、大体これは役所の連中は皆反対しておる。特に建設省その他中心の技術官僚が反対しておる。だもんだから、この反対のほう側に賛成すれば、役所のほうにあれば付いておると言われ、それから、この法案の賛成のほう側を一生懸命押せば、あれは實際にはできぬのにもかかわらず地元民の熱意に煽られてやつておるのだ、大体こういう殆んど内容的にナンセンスな法案自身に對して、この態度に對して、両方とも遺憾である。そういう意味で私は反対するわけです。(笑聲)

「なか／＼よろしい」と呼ぶ者あり) 併しながら私非常に妙なことを申し上げましたけれども、私は決して第一クラブを代表して言つておるのではありませんで、むしろ経済安定委員長としての立場から申し上げたいと思つておる。(ナンセンスだ「いいぞ」と呼ぶ者あり) 先ほど岩崎君が地元民或いは利根川云々と言われ、関東一帯と言われました。

が、それならば、この開発法案によつて利根川開発がはつきりできること、これを保証されますか。地元のかたがたがこの開発法のできることを非常に賛成され、或いは農民のかた／＼が日照りの雨を待つごとく待つておられるものはこの開発法の成立じやないと思つておる。この開発法の成立じやなくて、利根川の治水とそれから利水なんです。利根川を治めることと積極的に使つておることを利根川の流域の人々は非常に望んでおるわけです。(そればかりじやないよ)と呼ぶ者あり) 利根川の開発と治水と利水とを望んでおらなくはなれないですよ。そういう意味で私は話がとても少しはつきり言つておる。(もう少しはつきり言つてくれ)と呼ぶ者あり) それからこの法案の内容はいろいろな意味がたくさんありますけれども、提案者のお話によりまして、これは計画法ではなくて実施法だと言われる。併しながら実施を促進するための内容は殆んどありません。そういう意味で、私は実施法と言われなくても、これはやはり実施法ではない。早い話が提案者自身もこれは総合的に計画を立てるのだと言われる。併しながら今の公共事業費を扱つておる安本に對して、或いは建設省、或いは農林省その辺でやつておる計画的なものになるけれども、実施は同じように公共事業費に基いて、農林省は農林省の分担により、建設省は建設省の分担により、これまで通りでやるのだというのです。これでは実施法ではない。前と何ら変りない。又予算をたくさん取ると言われましても、予算の問題は全

然別の問題だと思つておる。予算の問題は今までの公共事業費を増せばよい。公共事業費を増してくれということをお我々頻りにやつておるのだが、なかなか予算のほうを出さぬで、それを私どもも言つても、いつも出さぬから、これは自由党政府の責任だ。(笑聲) どうも話がとんちんかんかんだ。(困費だけじやない)と呼ぶ者あり) 何ですか。(笑聲) 「やめろ」と呼ぶ者あり) それから今総合開発法の話が赤木君からなされましたが、総合開発法でも、ちつとも総合開発ができない仕組みになつておる。或いは今岩崎が言つたように、本格的に総合開発をするためには、私ども実は一生懸命になつておるのです。ところが出て来る法案出て来る法案が本格的な総合開発にちつともなつたりはせんで、本格的な総合開発に力を出さぬで、早い話が、今の総合開発法の中のあるは、確かに提案者の石川君が言われたことはナンセンスで、何も仕事ができぬよになつておる。一つの例を申し上げましよう。例えば利根川開発によつてやる場合、大体地方総合計画に地方総合開発計画を立てるには次のような手続を要する。一番最初に関係都府県で協議して原案を先ず作成する。そのつた原案は県の議決を経ます。議決を経て、それを今度は建設大臣を通じて総理大臣へ報告することになつておる。報告を受けた総理大臣が今度は一応総合開発審議会に一方は諸閣僚、一方は関係の行政機関の各長官、建設大臣とか、農林大臣とか、これにおのおのその案を送付いたします。そうして、もつたところのおの／＼の行政

機関の長は、自分の所で一応検討して、意見を安本長官に出すことになつておる。安本長官に意見を付して出す。そうして安本長官は今度それをまとめてもう一遍今度は審議会に送ることになつておる。そうして審議会に総理大臣から持つて来られた諮問と両方持ち寄つて、審議会が調査審議し、調査審議の結果に基いて報告又は勧告を閣僚府府県宛に総理大臣が行う。それでできておる。何も計画はこれでできはせぬし、ぐる／＼廻つただけで何にもできておらぬことになつておる。これは今の総合開発法で何にもできない。これは火を見るよりも明らかです。さような意味におきまして、今の利根川開発法案も、計画は立てられましようけれども、実施が今言つたような意味と同じことになつておる。両方ともそういう意味で私はナンセンスにならざるを得ない。だから大体今みたいな内閣、政府の機関では、総合開発は不可能です。やるならばもう少しまじめな、本格的な調査から始めなければならぬ。そうして、もつと地域的な一つ／＼じやなくて、全国的な立場から本格的な調査を始めて、そうして本格的に総合開発をするならする立場を鮮明にしなければならぬ。こういう意味です。

まあいろ／＼申し上げましたけれども、結論的に反対の理由をまとめて言つて置きます。(「いいよ」と呼ぶ者あり) 本間に利根川開発をやるのならば、利根川の総合開発に、全国的総合開発をするためにどれだけの位置づけをさす、位置をどれだけの持たせて、従つてこれだけの国全部の開発予算が例えは百億なら百億あるとすれば

先ほど赤木君から反対の理由が述べ

ば、そのうち十億が利根川に行く分であり、この金で土地をどれだけ、発電所をどれだけという計画に持つて行かなければならぬ。そういう意味におきまして、国土の総合開発は、利根川だとか、只見川とか、北上川とか、それを立てる前に、一応全国的なバランスを先ず考へて、バランスの上に各地区総合開発が立てられなければいかん。総合開発は飽くまでも全国土の総合開発が先ず最初に考へられて、その重要度に応じて位置付けが考へられなければいかん。そして当然にこれらは責任を持つた金の支出が完全に裏付けになつていなければならぬ。先ずそういう意味におきまして、この利根川総合開発は、趣旨は成るほど結構です。結構ですが、今申上げましたように、日本全国土の総合開発の基本的なものがなから、従つてこの利根川だけやろうと思つてもできない。国の力でできない。こういう意味で先ず反対である。

総合開発は、当然にその土地だけでなく、それは都市との関連における社会的、文化的或いは全経済的な立場から、全国的な視野から先ずバランスを立てられなければならない。これが欠如している。(待つておれないのだ)と呼ぶ者あり)待つていられなくてもできないでしょう、利根川は……。

それから第二番目には、これは実施法だと言われるが、実施法であるところの内容は一つもない。これが若しあるとするならば、第九條に「開発計画に基く事業は、昭和二十八年度から開始し、昭和三十七年度までに完成しなければならぬ。」という義務規定がある。併しながら先ほどの建設委員長でしたか、赤木君だつたかのお話に

りましたように、これは出したところで、併し今の自由党内閣それ自身ではやる気がない。そして、これはやる気もなく、訓令的な規定であつて、やらなくても法律違反にはならぬと思つて、こういうふうにはつきり言つておるから、とても駄目です。そして金の裏づけがない。それから更に二十條に、「関係行政機関及び関係地方公共団体は、開発計画に基く事業の促進及び完成に誠実に協力しなければならぬ。」と書いてある。内閣の中の機関が協力するのはこれは当然の話で、今協力してないとするれば、今の内閣自身がおかしい。だから内閣自身を演ずるに本論を要するのが本当だと思つて、そういう意味におきまして協力しない、セクシヨナリズムであるからうまくできないといふので、それを單なる道徳的規定であるところの協力義務によつても、現実に不可能である。そうしてこれを建設大臣、農林大臣、安本長官はやらぬと言つてゐる。現実に今のところ……だからこれは精神訓話みたいな話です。これはナンセンスである。若しこの法の中で実施的な性格があるとすれば、これは二十二條だけである二十二條に、公共事業費の地方公共団体負担の費用の割合を軽減することができるというのと、それから補助金を交付することができるという規定と、これだけが、二十二條だけが恐らく実施的な性格を持つておる。ところが二十二條の実施的な規定の内容は、これは都市建設法や温泉法と同じことが皆謳つてある。而もまた都市建設法や温泉法で同じような金が少しでも役立つような恰好で出たためしがな。そうすれば、この費用の点もナン

センスであると言わざるを得ない。従つてこれは実施法だといふもの、やり方が各省分立て実施するのであり、公共事業費という予算が同じことである限り、実施法としての性格を持たない。それが第二点の反対理由。

そうして私は最後に、こういう総合開発だけでなく、もう少し法律をすつきりした恰好で私は考へたいと思つて、岩崎君が言うように、それが賛成理由であるならば、私は潰れてもいいから、もう少し妥協しないところの、役人と妥協しないところの本格的立法で提案がしてもらいたかつた。それであるならば私は筋が非常にすつきり通ると思つて、利根川開発のために、総合開発の一番最初作つた原案を出してもいい。そうでなくして、今のようない法律くらい私は腹の立つことはいない。そういう意味におきまして、この法律自身が最近におけるあらゆる他の法律と、似たような法律と同じ観点に立ちまして、私はこれは立法の或る意味における混乱だと思つて、もう少し本格的な立法がされなければならぬと思つてゐる。

若し本當に今の段階で総合開発をやるうとするならば、先ず第一に法律を整理するといふ意味ならば、やはり第一には国土の総合開発法自身を全般的に最初に改正しなければなりません。ああいうぐるぐる廻るのでなくて、これを改正すること。二番目には、実施法を作ること。そして実質的に実施官庁を作ること、利根川における開発庁、北海道の開発庁なり、そういう別なものも二十も三十も作つてもナンセンスです。本格的な実施開発庁を作ること。総合開発法の改正と総合開発のための実施法と、実施官庁の整理と、これを行うことが総合開発のため本格的な筋であると思つて、私はこの内容に反対ではない。趣旨に反対ではない。実施には反対ではない。利根川を治めなければならぬといふことは何よりも大事なことであるといふことを承知の助で、而もこの法律はできない法律だ。むしろ非常に悪い言葉で言へば、偽善立法であり、迎合立法である。そういうことに陥る危険性が非常に強い。一歩々々と言われますれば、一歩々々ならば私は何遍でも本格的な法律を出して潰し、本當のものを潰され潰されて、本格的のものを潰すのが私は本當だと思つて、そういう意味において私は反対いたします。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終結したものと認めます。これより本案の採決を行います。本案の表決は記名投票を以て行います。本案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上御投票をお願いします。氏名点呼を行います。議場の閉鎖を命じます。

○議長(佐藤尚武君) 投票の結果を報告いたします。投票総数百三十八票。白色票即ち本案を可とするもの百十八票。青色票即ち本案を否とするもの二十票。よつて本案は可決せられました。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 投票の結果を報告いたします。投票総数百三十八票。白色票即ち本案を可とするもの百十八票。青色票即ち本案を否とするもの二十票。よつて本案は可決せられました。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 投票の結果を報告いたします。投票総数百三十八票。白色票即ち本案を可とするもの百十八票。青色票即ち本案を否とするもの二十票。よつて本案は可決せられました。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 投票の結果を報告いたします。投票総数百三十八票。白色票即ち本案を可とするもの百十八票。青色票即ち本案を否とするもの二十票。よつて本案は可決せられました。(拍手)

〔参事投票を計算〕
投票の結果を報告いたします。
投票総数百三十八票。
白色票即ち本案を可とするもの百十八票。
青色票即ち本案を否とするもの二十票。
よつて本案は可決せられました。(拍手)

〔参事投票を計算〕
投票の結果を報告いたします。
投票総数百三十八票。
白色票即ち本案を可とするもの百十八票。
青色票即ち本案を否とするもの二十票。
よつて本案は可決せられました。(拍手)

〔参事投票を計算〕
投票の結果を報告いたします。
投票総数百三十八票。
白色票即ち本案を可とするもの百十八票。
青色票即ち本案を否とするもの二十票。
よつて本案は可決せられました。(拍手)

〔参事投票を計算〕
投票の結果を報告いたします。
投票総数百三十八票。
白色票即ち本案を可とするもの百十八票。
青色票即ち本案を否とするもの二十票。
よつて本案は可決せられました。(拍手)

- | | | | |
|---------|---------|--------|--------|
| 川村 松助君 | 谷口弥三郎君 | 細川 嘉六君 | 須藤 五郎君 |
| 油井賢太郎君 | 山田 佐一君 | 岩間 正男君 | 兼岩 傳一君 |
| 西山 亀七君 | 鈴木 強平君 | 千葉 信君 | 木村福八郎君 |
| 櫻内 義雄君 | 西田 隆男君 | 堀 眞琴君 | 東 隆君 |
| 大屋 晋三君 | 泉山 三六君 | 松浦 定義君 | 堀木 謙三君 |
| 平岡 市三君 | 左藤 義詮君 | 矢嶋 三義君 | 佐々木良作君 |
| 小林 英三君 | 栗栖 越夫君 | | |
| 林屋龜次郎君 | 櫻内 辰郎君 | | |
| 一松 定吉君 | 鬼丸 義齊君 | | |
| 中田 吉雄君 | 青山 正一君 | | |
| 金子 洋文君 | 清澤 俊英君 | | |
| カニエ邦彦君 | 島 清君 | | |
| 野澤 勝君 | 加藤シヅエ君 | | |
| 若木 勝蔵君 | 永井純一郎君 | | |
| 三橋八次郎君 | 原 虎一君 | | |
| 齋 武雄君 | 高田なほ子君 | | |
| 片岡 文重君 | 小林 孝平君 | | |
| 菊川 孝夫君 | 深川榮左エ門君 | | |
| 菊田 七平君 | 山田 節男君 | | |
| 田中 一君 | 松永 義雄君 | | |
| 小泉 秀吉君 | 大隈 信幸君 | | |
| 前之園喜一郎君 | 岩男 仁蔵君 | | |
| 波多野 鼎君 | 駒井 藤平君 | | |
| 小内 久義君 | 境野 清雄君 | | |
| 木内 四郎君 | 大野 幸一君 | | |
| 梅津 錦一君 | 重盛 壽治君 | | |
| 森 八三一君 | 小林 亦治君 | | |
| 岩崎正三郎君 | 千田 正君 | | |
| 小松 正雄君 | 内村 清次君 | | |
| 粟山 良夫君 | 山下 義信君 | | |
| 木下 源吾君 | 棚橋 小虎君 | | |
| 和田 博雄君 | 三木 治朗君 | | |
| 上條 愛一君 | 森崎 隆君 | | |

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第三、審議會等の整理のための総理府設置法の一部を改正する法律案、日程第四、審議會等の整理のための農林省設置法の一部を改正する法律案、日程第五、審議會等の整理のための建設省設置法の一部を改正する法律案、日程第六、審議會等の整理のための経済安定本部設置法等の一部を改正する法律案、日程第七、審議會等の整理のための厚生省設置法等の一部を改正する法律案、日程第八、審議會等の整理のための国立世論調査所設置法の一部を改正する法律案、日程第九、審議會等の整理のための地方自治庁設置法の一部を改正する法律案、日程第十、審議會等の整理のための大蔵省設置法等の一部を改正する法律案、日程第十一、審議會等の整理のための通商産業省設置法等の一部を改正する法律案、日程第十二、審議會等の整理のための運輸省設置法の一部を改正する法律案、日程第十三、特別調達庁設置法の一部を改正する法律案、日程第十四、外務省設置法の一部を改正する法律案(いづれも内閣提出)、以上十二案を一括して議題とするに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と仰る者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。内閣委員長河井彌八君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

審議會等の整理のための総理府設置法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和二十六年五月十二日
内閣総理大臣 吉田 茂

第十五條第一項の表中

身体障害者 製作品購買 審議會	身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)に基いて身体障害者の製作品の購買の事務につき調査審議すること。
-----------------------	--

失業対策審議會

失業及び雇用問題に関する総合的施策についての重要事項を調査審議すること。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

審議會の整理等のための農林省設置法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和二十六年五月十四日
内閣総理大臣 吉田 茂

審議會の整理等のための農林省設置法の一部を改正する法律案

審議會の整理等のための農林省設置法の一部を改正する法律案

〔農林省設置法の一部改正〕

第一條 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

審議會等の整理のための総理府設置法の一部を改正する法律案

審議會等の整理のための総理府設置法の一部を改正する法律案

総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)に基いて身体障害者の製作品の購買の事務につき調査審議すること。

に改める。

目次中第三節 地方支分部局(第三十五條―第四十二條)を、第三節 地方支分部局(第三十五條―第四十三條)に改め、第五章 公団(第七十六條)を削る。

第四條第十三号中「物資」を「供給の特に不足する物資」に改め、同條第十四号中「及びその生産(加工及び修理を含む)出荷若しくは移動又は工事の施行を命ずること」を削り、同條第十五号及び第十六号を次のように改める。

十五 所掌事務に係る供給の特に不足する物資の生産(加工及び修理を含む)、譲渡若しくは引渡を命じ、又はこれらの行為を制限し、若しくは禁止すること。

十六 削除

第四條第二十二号を次のように改める。

二十二 削除

第四條第二十九号中「価格」を削り、同條第四十六号中「主要食糧」を「食糧」に改める。

第八條第一項第十二号を削る。

第十三條中「農事改良実験所」及び「農業機械指導所」を削る。

第十九條及び第二十條を次のように改める。

第十九條及び第二十條 削除

第二十二條第一項第三号中「配布及び検定」を「及び配布」に、第二十五條第一項中「農林省水産物及び食料品」を「農林省水産物、食料品及び油脂」に改め、同條第二項を次のように改め、同條第五項を削る。

2 輸出品検査所は、東京都に置く。

第二十九條を次のように改める。

二十九 削除

第三十條第二項の表の京都競馬事務所の部の管轄競馬場の欄中「京都」を「中京、京都」に、第三十三條第一項第二号中「種卵及び種ばち」を「種卵、種ばち及び家畜人工授精用精液」に改める。

第三十四條第一項の表中農林金融改善特別融通損失審査会、中央農業調整審議會及び中央農地委員會議の部を削り、同表の中央作況決定審議會の部中「主要食糧」を「農作物」に改める。

第四十三條を次のように改める。

第四十三條 削除

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)に基いて身体障害者の製作品の購買の事務につき調査審議すること。

に改める。

目次中第三節 地方支分部局(第三十五條―第四十二條)を、第三節 地方支分部局(第三十五條―第四十三條)に改め、第五章 公団(第七十六條)を削る。

第四條第十三号中「物資」を「供給の特に不足する物資」に改め、同條第十四号中「及びその生産(加工及び修理を含む)出荷若しくは移動又は工事の施行を命ずること」を削り、同條第十五号及び第十六号を次のように改める。

十五 所掌事務に係る供給の特に不足する物資の生産(加工及び修理を含む)、譲渡若しくは引渡を命じ、又はこれらの行為を制限し、若しくは禁止すること。

十六 削除

第四十八條中第八号を削り、第九号を第八号とする。

第六十一條第四号及び第五号中「木材その他の林産物」を「木材、薪炭その他の林産物及び加工炭」に改め、同條中第七号を削り、第八号を第七号とする。

第六十二條中第四号を第五号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。
四 林道に関する指導監督を行うこと。

第六十三條中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とする。
第六十五條第一項の表中中社寺保管林処分審査会の部を削り、同條第二項中「社寺保管林処分審査会」、「及び」社寺等に無償で貸し付けてある固有財産の処分に関する法律、」を削る。

第五号を削る。
第五十條中「農林中央金庫特別融通及損失補償法の一部改正」

第二條 農林中央金庫特別融通及び損失補償法（昭和七年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「農林金融改善特別融通損失審査会」を「主務大臣」に改め、同條第二項を削る。
（農村負債整理資金特別融通及損失補償法の一部改正）

第三條 農村負債整理資金特別融通及損失補償法（昭和十二年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。
第九條第一項中「農林金融改善特別融通損失審査会」を「主務大臣」に改め、同條第二項を削る。

（臨時農村負債処理法の一部改正）
第四條 臨時農村負債処理法（昭和十二年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第十八條中「農林金融改善特別融通損失審査会」を「主務大臣」に改める。
（農地調整法の一部改正）

第五條 農地調整法（昭和十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。
第九條ノ入第二項中「中央農地委員会」を「主務大臣」に改め、同條第四項を削る。
（自作農創設特別措置法の一部改正）

第六條 自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。
第三條第一項第二号及び第三号、同條第三項、第二十七條第二項並びに第四十條の二第一項第二号及び第三号中「中央農地委員会」を「主務大臣」に改め、第四十七條第三項及び第四項中「又は中央農地委員会」を削る。
（漁港法の一部改正）

第七條 漁港法（昭和二十五年法律第三百三十七号）の一部を次のように改正する。
第十條第一項中「三年」を「二年」に改め、同條第三項を削る。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。但し、附則第三項の規定は、昭和二十六年四月一日から適用する。
2 社寺保管林処分審査会については、第一條の規定にかかわらず、

昭和二十六年九月三十日まで、なお従前の例による。
3 昭和二十六年三月三十一日において現に農事改良実験所に勤務する官吏であつた者が引き続き都道府県の職員となつたときは、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号）附則第十條の規定の適用がある場合を除き、同條の規定を適用する。
4 昭和二十六年三月三十一日において現に農事改良実験所の用に供していた固有財産及び国の所有に属する物品であつて農林大臣の指定するものは、当該農事改良実験所の所在地の属する都道府県に譲與するものとする。
5 改正前の自作農創設特別措置法第三條第一項又は第四十條の二第一項の規定により中央農地委員会が都府県別に定めた面積は、改正後の同法の相当規定に基き主務大臣が定めたものとみなす。
6 改正前の自作農創設特別措置法第三條第三項（同法第四十條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県農地委員会が定めた面積は、改正後の同法の相当規定に基き定めたものとみなす。
7 この法律の施行の際現に漁港審査会の委員である者の任期は、第七條の規定にかかわらず、なお従前の例による。
8 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）の一部を次のように改正する。
別表第一の農林省の項の公団の欄中「肥料配給公団」「飼料配給公団」「食糧配給公団」「油糧砂糖配給公団」を削る。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

審議会等の整理のための建設省設置法等の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
昭和二十六年五月十四日
内閣総理大臣 吉田 茂

審議会等の整理のための建設省設置法等の一部を改正する法律案
審議会等の整理のための建設省設置法等の一部を改正する法律（建設省設置法の一部改正）

第一條 建設省設置法（昭和二十三年法律第十三号）の一部を次のように改正する。
第十條第一項の表中測量審議会及び土木審議会の項を削り、同條第二項から第五項までを削り、同條第六項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同條第二項とする。
第十九條の次に次の一條を加える。

第二十條 左の表の上欄に掲げる機関は、昭和二十七年三月三十一日まで本省の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、同表の下欄に記載する通りとする。

測量
審議会
法（昭和二十四年法律第八十八号）に基く権限を行うこと。

測量 審議会	測量に関する重要事項を調査審議し、当該事項について関係行政庁に建議し、その他測量法（昭和二十四年法律第八十八号）に基く権限を行うこと。
-----------	---

（建設業法の一部改正）
第二條 建設業法（昭和二十四年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第二十八條第二項及び第二十九條中「中央建設業審議会又は都道府県建設業審議会の同意を得て」を削る。
第三十二條中「又は第二十八條第一項（同條第四項において準用する場合を含む。）」を、第二十八條第一項若しくは第二項（同條第四項において準用する場合を含む。又は第二十九條）に改める。
第三十三條第一項中「建設大臣又は都道府県知事」の行方処分に対するこの法律に規定する同意についての議決を行はせるとともに、」を削る。
第三十七條第一項中「四年」を「六月」に改め、同條第二項に次の但書を加える。
但し、引き続き二回以上再任されることはできない。
（建築士法の一部改正）

第三條 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。
第三十條第一項中「三年」を「二年」に改める。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律施行の際、現に建設業審議会の委員である者に対する改正後の建設業法第三十七條第一項の規定の適用については、その任期は、この法律施行の日から起算する。

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律施行の際、現に建設業審議会の委員である者に対する改正後の建設業法第三十七條第一項の規定の適用については、その任期は、この法律施行の日から起算する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

審議會の整理等のための経済安定本部設置法等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和二十六年五月十四日

内閣総理大臣 吉田 茂

審議會の整理等のための経済安定本部設置法等の一部を改正する法律案

審議會の整理等のための経済安定本部設置法等の一部を改正する法律案

（経済安定本部設置法の一部改正）
第一条 経済安定本部設置法（昭和二十四年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

目次第三章中「第四款 価格調整公団（第三十二條）」を第四款 附屬機関（第三十二條）に改める。
第五條第十六号を次のように改める。
十六 削除

国民所得 国民所得の調査方法及び資料に關し、關係調査連絡 各行政機關及び学識経験者と連絡協議し、その結果を、總裁に對し、建議すること。

に改める。

第二十四條第六号を次のように改める。

六 削除
第三章第一節第四款を次のように改める。

第四款 附屬機関（米価審議會）
第三十二條 物価庁の附屬機関として、米価審議會を置く。

2 米価審議會は、物価庁長官及び農林大臣の諮問に應じて、米価その他主要食糧の価格の決定に關する基本事項を調査審議する。

3 米価審議會の組織、所掌事務及び委員その他の職員に關しては、他の法律（法律に基く命令を含む）に別段の定めがある場合を除く外、政令で定める。

（企業再建整備法の一部改正）
第二條 企業再建整備法の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 経済再建整備審議會」を「第六章 削除」に改める。
第六章を次のように改める。

第六款 削除

第四十四條から第四十六條まで 削除
（企業再建整備法の一部を改正する法律の一部改正）

第三條 企業再建整備法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第...

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕
審議會の整理等のための厚生省設置法等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和二十六年五月十五日

内閣総理大臣 吉田 茂

審議會の整理等のための厚生省設置法等の一部を改正する法律案

第一條 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。
第五條第四十三号中「薬剤師國家試験を監督し、薬剤師の免許及び登録を行い」を「薬剤師の試験、免許及び登録を行い」に、同條第四十五号中「薬事審議會の提出する原案に基いて」を「薬事審議會の意見を聞いて」に改める。

第十五條中「国立公衆衛生院」を「国立公衆衛生院」に改め、第十七條の二 国立精神衛生研究所は、精神衛生に關する調査研究をつかさどる機関とする。

2 国立精神衛生研究所は、千葉県に置く。

3 国立精神衛生研究所の内部組織は、厚生省令で定める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

物資需給調整審議會	臨時物資需給調整法の規定により、總裁に對し、必要な報告及び建議をすること。
物資需給調整審議會	臨時物資需給調整法の規定により、總裁に對し、必要な報告及び建議をすること。
經濟再建整備審議會	企業再建整備法（昭和二十一年法律第四十号）及び金融機關再建整備法（昭和二十一年法律第三十九号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。
國民食糧及び栄養対策審議會	總裁の諮問に應じて、國民食糧の安定及び國民栄養の改善に關する重要事項を調査審議し、あわせて当該事項に對して總裁に建議すること。

物資需給調整審議會	臨時物資需給調整法の規定により、總裁に對し、必要な報告及び建議をすること。
-----------	---------------------------------------

國民所得調査連絡協議會	國民所得の調査方法及び資料に關し、關係各行政機關及び学識経験者と連絡協議し、その結果を、總裁に對し、建議すること。
河川総合調査協議會	重要河川の総合開発の計画の立案に關し、關係各行政機關及び学識経験者と連絡協議し、その結果を、總裁に對し、建議すること。

第二十九條第一項の表中「中央食品衛生調査会

厚生大臣の諮問に依りて、食品衛生及び食品衛生に関する行政に關し、調査審議すること。

「食品衛生調査会

厚生大臣の諮問に依りて、食品衛生に關する重要事項を調査審議すること。

「医師試験審議會

厚生大臣の諮問に依りて、医師國家試験に關する重要事項を調査審議し、並びに医師國家試験及び醫師國家試験予備試験に關する事務をつかさどること。

「齒科醫師試験審議會

厚生大臣の諮問に依りて、齒科醫師國家試験に關する重要事項を調査審議し、並びに齒科醫師國家試験及び齒科醫師國家試験予備試験に關する事務をつかさどること。

「醫師試験審議會

厚生大臣の諮問に依りて、醫師國家試験及び醫師法(昭和二十三年法律第三十一号)第十一條に規定する実地修練に關する重要事項を調査審議し、並びに醫師國家試験及び醫師國家試験予備試験に關する事務をつかさどること。

「齒科醫師試験審議會

厚生大臣の諮問に依りて、齒科醫師國家試験及び齒科醫師法(昭和二十三年法律第三十二号)第十一條に規定する実地修練に關する重要事項を調査審議し、並びに齒科醫師國家試験及び齒科醫師國家試験予備試験に關する事務をつかさどること。

改め、醫師、齒科醫師実地修練審議會及び日本医療団清算監理協議会の項を削り、

「藥事審議會

公定書の改訂又は追補に關し、その原案を厚生大臣に提出し、藥劑師國家試験を執行し、新医薬品その他藥事に關し厚生大臣に建議し、及び免許若しくは登録の取消又は業務の停止に對する再審査を行い、並びに毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三十三号)に定める事項について厚生大臣に建議すること。

「藥事審議會

厚生大臣の諮問に依りて、藥事並びに毒物及び劇物の取締に關する重要事項を調査審議すること。

「藥劑師試験審議會

厚生大臣の諮問に依りて、藥劑師國家試験に關する重要事項を調査審議し、及び藥劑師國家試験に關する事務をつかさどること。

改める。

第二條 優生保護法(昭和二十三年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十八條第一項中「三十人」を「二十五人」に改める。

第三條 食品衛生法(昭和二十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二十五條第一項を次のように改める。

厚生大臣の諮問に依りて、食品衛生に關する重要事項を調査審議させるため、厚生大臣の監督に屬する食品衛生調査会を置く。

第二十五條第四項を次のように改める。

食品衛生調査会は、委員五十人以内でこれを組織する。

第二十五條第六項中「中央食品衛生調査会又は地方食品衛生調査会」を「食品衛生調査会」に、「厚生大臣、都道府県知事又は保健所を設置する市の市長が、夫々これを命ずる。」を「厚生大臣がこれを任命する。」に、同條第九項中「前八項を」に「前六項」に改め、同條第二項及び第三項を削る。

第四條 醫師法の一部を次のように改正する。

第二十六條中「醫師國家試験に關する」を「醫師國家試験及び第一條に規定する実地修練に關する」に改める。

第二十七條から第二十九條までを次のように改める。

第二十七條から第二十九條までを削除

第五條 齒科醫師法の一部を次のように改正する。

第二十四條中「齒科醫師國家試験に關する」を「齒科醫師國家試験及び第十一條に規定する実地修練に關する」に改める。

第六條 醫師会、齒科醫師会及び日本医療団の解散等に関する法律(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十四條第二項及び第十五條第二項を削る。

第二十一條中、「日本医療団清算監理協議会に關する規程」を削る。

第七條 藥事法(昭和二十三年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

「第三章 藥事審議會」を削り、第七條から第十二條までを次のように改める。

(藥劑師國家試験)

第七條 藥劑師國家試験は、藥劑師として具有すべき知識及び技能についてこれを行う。

2 藥劑師國家試験を分けて、学説試験及び実地試験とする。

3 学説試験に合格した者でなければ、実地試験を受けることができない。

第八條 藥劑師國家試験は、毎年少くとも一回、厚生大臣が、これを行う。

2 藥劑師國家試験を行う期日及び場所は、あらかじめ、官報をもつて、これを公告する。

第九條 藥劑師國家試験は、左の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。

一 大学において、藥學の正規の課程を修めて卒業した者

二 厚生大臣の指定した外國の藥劑師免許を受けた者で、第三條第二項第二号に該当しないもの

三 外國の藥學校を卒業し、又は厚生大臣の指定した外國以外の外國の藥劑師免許を受けた者

第十條 学説試験を受けようとする者は、五百円、実地試験を受けようとする者は、千円を、手数料として納めなければならない。

2 前項の規定により納めた手数料は、試験を受けなかつた場合においても、これを返還しない。

第十一條 藥劑師國家試験に關して不正の行為があつた場合には、当該不正行為に關係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができ、この場合においては、なお、その者について期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。

第十二條 この法律に規定するものの外、試験の科目、受験手続その他試験に關し必要な事項は、省令でこれを定める。

第十三條 第二條の次に章名として「第三章 審議會」を加え、第十三條から第十九條までを次のように改める。

第七八九

(薬事審議会)

第十三條 厚生大臣の諮問に依り、薬事(薬劑師國家試験に關する事項を除く)並びに毒物及び劇物の取締に關する重要事項を調査審議させるため、厚生大臣の監督に屬する薬事審議会を置く。

(薬劑師試験審議会)

第十四條 厚生大臣の諮問に依り、薬劑師國家試験に關する重要事項を調査審議させ、及び薬劑師國家試験に關する事務をつかさどらせるため、厚生大臣の監督に屬する薬劑師試験審議会を置く。

(審議会の組織)

第十五條 薬事審議会は、委員五十人以上で、薬劑師試験審議会は、委員三十人以上でこれを組織する。

2 特別な事項を調査審議させるため、又は薬劑師國家試験に關する事務をつかさどらせるため、臨時に必要があるときは、それぞれ薬事審議会又は薬劑師試験審議会に臨時委員を置くことができる。

3 薬事審議会及び薬劑師試験審議会(以下「審議会」といふ)の委員は、関係行政機關の職員並びに薬事又は毒物及び劇物に關して学識経験のある者のうちから、厚生大臣がこれを任命する。

4 審議会において、委員のうちから互選された者は、それぞれ委員長として会務を總理する。

5 審議会の委員及び臨時委員は、非常勤とする。

6 審議会の委員(関係行政機關の職員のうちから任命された委員を除く)の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。(審議会の職務)

第十六條 審議会の職務は、厚生省業務局においてこれを処理する。

(政令委任)

第十七條 この法律に規定するものの外、議事の手続その他審議会の運営に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

第十八條及び第十九條 削除

第二十六條第四項を削る。

第三十條第一項中「薬事審議会の提出する原案に基いて、」を「薬事審議会の意見を聞いて、」に改め、同條第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 厚生大臣は、少くとも十年ごとに日本薬局方の改訂について、少くとも二年ごとにその追補について、薬事審議会の意見を聞かなければならない。

第三十二條第三項中「薬事審議会の建議に基き、」を「薬事審議会の意見を聞いて、」に改める。

第四十六條第四項及び第五項を削り、同條の次に次の一條を加える。

(附則)

第四十六條の二 厚生大臣又は都道府県知事は、前條第二項又は第三項の規定により免許若しくは登録を取り消し、又は業務の停止を命じようとするときは、

第四十六條の二 厚生大臣又は都道府県知事は、前條第二項又は第三項の規定により免許若しくは登録を取り消し、又は業務の停止を命じようとするときは、

第四十六條の二 厚生大臣又は都道府県知事は、前條第二項又は第三項の規定により免許若しくは登録を取り消し、又は業務の停止を命じようとするときは、

第四十六條の二 厚生大臣又は都道府県知事は、前條第二項又は第三項の規定により免許若しくは登録を取り消し、又は業務の停止を命じようとするときは、

第四十六條の二 厚生大臣又は都道府県知事は、前條第二項又は第三項の規定により免許若しくは登録を取り消し、又は業務の停止を命じようとするときは、

第四十六條の二 厚生大臣又は都道府県知事は、前條第二項又は第三項の規定により免許若しくは登録を取り消し、又は業務の停止を命じようとするときは、

第四十六條の二 厚生大臣又は都道府県知事は、前條第二項又は第三項の規定により免許若しくは登録を取り消し、又は業務の停止を命じようとするときは、

第四十六條の二 厚生大臣又は都道府県知事は、前條第二項又は第三項の規定により免許若しくは登録を取り消し、又は業務の停止を命じようとするときは、

第四十六條の二 厚生大臣又は都道府県知事は、前條第二項又は第三項の規定により免許若しくは登録を取り消し、又は業務の停止を命じようとするときは、

第四十六條の二 厚生大臣又は都道府県知事は、前條第二項又は第三項の規定により免許若しくは登録を取り消し、又は業務の停止を命じようとするときは、

第四十六條の二 厚生大臣又は都道府県知事は、前條第二項又は第三項の規定により免許若しくは登録を取り消し、又は業務の停止を命じようとするときは、

第四十六條の二 厚生大臣又は都道府県知事は、前條第二項又は第三項の規定により免許若しくは登録を取り消し、又は業務の停止を命じようとするときは、

第四十六條の二 厚生大臣又は都道府県知事は、前條第二項又は第三項の規定により免許若しくは登録を取り消し、又は業務の停止を命じようとするときは、

第四十六條の二 厚生大臣又は都道府県知事は、前條第二項又は第三項の規定により免許若しくは登録を取り消し、又は業務の停止を命じようとするときは、

第四十六條の二 厚生大臣又は都道府県知事は、前條第二項又は第三項の規定により免許若しくは登録を取り消し、又は業務の停止を命じようとするときは、

第四十六條の二 厚生大臣又は都道府県知事は、前條第二項又は第三項の規定により免許若しくは登録を取り消し、又は業務の停止を命じようとするときは、

第四十六條の二 厚生大臣又は都道府県知事は、前條第二項又は第三項の規定により免許若しくは登録を取り消し、又は業務の停止を命じようとするときは、

第四十六條の二 厚生大臣又は都道府県知事は、前條第二項又は第三項の規定により免許若しくは登録を取り消し、又は業務の停止を命じようとするときは、

あらかじめ、処分の相手方又はその代理人の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の場合において、厚生大臣又は都道府県知事は、処分をしようとする事由並びに聴聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに処分の相手方に通知し、且つ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 聴聞においては、前項の通知を受けた者又はその代理人は、自己又は本人のために釈明し、且つ、証拠を提出することができる。

4 厚生大臣又は都道府県知事は、処分の相手方又はその代理人が正当の理由がなく不出頭しないときは、聴聞を行わないで前條第二項又は第三項の規定による処分を行うことができる。

第五十二條中「薬事審議会の建議に基き、」を「薬事審議会の意見を聞いて、」に改める。

第七十二條第二項中「第十四條第二号」を「第九條第一号」に改める。

第八條 社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に關する法律(昭和二十五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二十五條第一項中「三年」を「二年」に、「三分の一」を「二分の一」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第一條中精神衛生研究所に關する規定は、昭和二十七年一月一日から施行する。

2 この法律の施行前に、この法律による改正前の薬事法の規定により薬事審議会が執行した薬劑師國家試験は、この法律による改正後の薬事法の規定により厚生大臣が行つたものとみなす。

3 この法律の施行前三十日以内、薬事法第四十六條第二項又は第三項の規定により行われた処分については、この法律の施行後もなお従前の例によるものとし、この法律による改正前の薬事法の規定による薬事審議会は、その限度において、なお存続するものとする。

4 社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に關する法律附則第十項の規定によりその任期を二年とされた社会保険審査会の委員のうち厚生大臣が指名するその半数の者の任期を一年に改め、同項の規定によりその任期を三年とされた社会保険審査会の委員の任期を二年に改める。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

審議会等の整理のための国立世論調査所設置法の一部を改正する法律案

昭和二十六年五月十五日

内閣総理大臣 吉田 茂

審議会等の整理のための国立世論調査所設置法の一部を改正する法律案

昭和二十六年五月十五日

内閣総理大臣 吉田 茂

審議会等の整理のための地方自治庁設置法の一部を改正する法律案

昭和二十六年五月十五日

内閣総理大臣 吉田 茂

審議会等の整理のための地方自治庁設置法の一部を改正する法律案

昭和二十六年五月十五日

内閣総理大臣 吉田 茂

審議会等の整理のための地方自治庁設置法の一部を改正する法律案

昭和二十六年五月十五日

内閣総理大臣 吉田 茂

審議会等の整理のための地方自治庁設置法の一部を改正する法律案

昭和二十六年五月十五日

内閣総理大臣 吉田 茂

審議会等の整理のための地方自治庁設置法の一部を改正する法律案

昭和二十六年五月十五日

内閣総理大臣 吉田 茂

審議会等の整理のための地方自治庁設置法の一部を改正する法律案

昭和二十六年五月十五日

内閣総理大臣 吉田 茂

審議会等の整理のための地方自治庁設置法の一部を改正する法律案

昭和二十六年五月十五日

内閣総理大臣 吉田 茂

地方自治庁設置法（昭和二十四年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際現在に在職する地方自治委員に対する改正後の第四條第三項の規定の適用については、その任期は、この法律施行の日から起算するものとする。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

審議会等の整理のための大蔵省設置法等の一部を改正する法律案

昭和二十六年五月十五日
内閣総理大臣 吉田 茂

審議会等の整理のための大蔵省設置法等の一部を改正する法律案

（大蔵省設置法の一部改正）
第一條 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十三條 第一項の表中特別融通損失審査会、産業設備営団損失審査会、国民更生金庫損失審査会、復興金融審議会及び社寺境内地処分中央審査会の項を削り、中央特定契約審査会の項中「中央特定契約審査会」を「特定契約審査会」に改める。

第十八條 次のように改める。

第三十九條 第一項の表中財産審査会の項を削る。

第四十一條 次のように改める。

第四十一條 削除
附則第四項を附則第六項とし、附則第五項を附則第七項とし、附則第三項の次に次の二項を加える。

4 昭和二十七年三月三十一日まで、本省の附属機関として左の表の上欄に掲げる機関を置き、その設置の目的は、同表の下欄に記載する通りとする。

種 類	目 的
社寺境内地処分中央審査会	大蔵大臣の諮問に応じて、社寺等に無償で貸し付けてある固有財産の譲渡又は売却及びこれらに関する訴訟について調査審議すること。
社寺境内地処分地方審査会	大蔵大臣の諮問に応じて、社寺等に無償で貸し付けてある固有財産の譲渡又は売却及びこれらに関する訴訟について調査審議すること。

（日本銀行特別融通及損失補償法の一部改正）
第二條 日本銀行特別融通及損失補償法（昭和二年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第四條 第二項を削る。

第五條 第一項中「特別融通損失審査会」を「大蔵大臣」に改め、同條第二項を削る。

第六條 第四條第一項を「第四條」に改める。

第三條 不動産融資及損失補償法（昭和七年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第七條 中「日本銀行特別融通及損失補償法第五條」を「特別融通損失審査会」を「大蔵大臣」に改める。

（戦時金融審議会の一部改正）
第四條 戦時金融審議会（昭和十七年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第四十四條 中「特別融通損失審査会」を「主務大臣」に改める。

（南方開発金庫法の一部改正）
第五條 南方開発金庫法（昭和十七年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三十七條 第三項を削る。
第三十八條 中「特別融通損失審査会」を「主務大臣」に改める。
（産業設備営団法の一部改正）
第六條 産業設備営団法（昭和十六年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九條 第三項を削る。
第四十條 第一項中「産業設備営団損失審査会」を「政府」に改め、同條第二項を削る。

（国民更生金庫法の一部改正）
第七條 国民更生金庫法（昭和十六年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第三十七條 第三項を削る。

第三十八條 第一項中「国民更生金庫損失審査会」を「主務大臣」に改め、同條第二項を削る。

（復興金融審議会の一部改正）
第八條 復興金融審議会（昭和二十一年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二條 第二項中「復興金融審議会」を「主務大臣」に改め、同條第三項を削る。

第四條 第二項及び第五條 第二項中「復興金融審議会」を「主務大臣」に改める。
第十二條 第一項中「復興金融審議会」の推薦に基いて、「を削り、同條第二項中「復興金融審議会」を「主務大臣」に改める。

第十四條 及び第十五條 第三項中「復興金融審議会」を「主務大臣」に改める。

第十六條 次のように改める。
第十六條 復興金融庫は、資金の融通に関する条件その他業務の方法を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

第十七條 第二項、第二十一條及び第二十五條 中「復興金融審議会」を「主務大臣」に改める。

第二十六條 第一項中「復興金融審議会」を「主務大臣」に改め、同條第二項を削り、同條第三項中「第一項の規定による復興金融審議会」を「前項の規定による主務大臣」に、「第一項の統計書類」を「同項の統計書類」に改める。

第二十七條 中「復興金融審議会」を「主務大臣」に改める。

第二十八條 中「及び復興金融審議会」を削る。

第三十三條 第一号中「復興金融審議会」を「主務大臣」に改める。

（財産税法の一部改正）
第九條 財産税法（昭和二十一年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第四十六條 第一項及び第三項中「財産調査会」を「諮問して」を削り、同條第四項を削り、同條第五項中「前四項」を「前三項」に改め、「財産調査会」を「諮問して」を削り、同條第六項中「前五項」を「前四項」に改め、同條第七項を削る。

第五十條 中「第四十六條 第四項」に規定する場合においては、「を「納税義務者が、第七十三條に規定する納税管理人の申告をなさないで、この法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなる場合」においては、「に改める。

第五十二條 第一項中「財産審査会」を「諮問して」を削り、同條第二項を削る。

（日本専売公社法の一部改正）
第十條 日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第九條第五項を次のように改める。

5 委員長及び委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の後任の委員長及び補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(財政法の一部改正)

第十一條 財政法(昭和二十二年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第七條第五項を同條第七項とし、同條第四項の次に次の二項を加える。

5 学識又は経験のある者のうちから任命された審議会の委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前項の審議会の委員は、再任されることができる。

(資産再評価法の一部改正)

第十二條 資産再評価法(昭和二十五年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第九十四條第一項中「四十人以上を三十人以上」に改める。

第九十五條第三項を同條第五項とし、同條第二項の次に次の二項を加える。

3 学識若しくは経験のある者又は産業界を代表する者のうちから任命された資産再評価審議会、全国資産再評価調査会又は地方資産再評価調査会の委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の資産再評価審議会、全国資産再評価調査会及び地方資産再評価調査会の委員は、再任されることができる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前にした改正前の復興金融庫法第三十三條第一号の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この法律施行の際現に専売事業審議会の委員である者の任期は、改正後の日本専売公社法第九條第五項本文の規定にかかわらず、昭和二十六年五月二十日から起算して、大蔵大臣の定めるところにより、四人については二年、他の四人については一年とする。

4 この法律施行の際現に財政制度審議会の学識又は経験のある者のうちから任命された委員である者の任期は、この法律施行の日から起算するものとする。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

審議会の整理等のための通商産業省設置法等の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和二十六年五月十五日
内閣総理大臣 吉田 茂
審議会の整理等のための通商産業省設置法等の一部を改正する法律案

審議会の整理等のための通商産業省設置法等の一部を改正する法律

(通商産業省設置法の改正)

第一條 通商産業省設置法(昭和二十四年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

目次中第五章 公団(第六十七條)を削る。

第四條第一項第二号中「物資」を「供給の特に不足する物資」に改め、同項第二十三号中「及びその生産、出荷若しくは移動又は工事の施行を命ずること」を削り、同項第二十四号及び第二十五号を次のように改める。

二十四 所掌事務に係る供給の特に不足する物資の生産、譲渡若しくは引渡を命じ、又はこれらの行為を制限し、若しくは禁止すること。

二十五 削除

第九條第一項第五号中「貿易公団及び」を削り、同項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 通商産業省の所掌に係る物資で連合軍の需要するものの生産の促進に関すること。

第九條第一項第八号を次のように改める。

八 連合軍に対する役務の提供及び物資の供給に関すること。(特別調達庁の所掌に属することを除く。)

第十條中第六号から第八号の二までを削り、第九号を第六号とする。

第二十二條第一項の表中参與會議、輸出協議會、指定纖維資材及び衣料品販賣業者登録諮問審議會、指定生産資材判定基準審議會及び商品取引所取引紛争審査会の部を削り、

商品取引所審議會

「商品取引所」関係各大臣の諮問に依り、商品取引所に関する重要事項を調査審議すること。

「商品取引所」関係各大臣の諮問に依り、商品取引所に関する重要事項を調査審議すること。

「商品取引所」関係各大臣の諮問に依り、商品取引所に関する重要事項を調査審議すること。

「商品取引所」関係各大臣の諮問に依り、商品取引所に関する重要事項を調査審議すること。

「商品取引所」関係各大臣の諮問に依り、商品取引所に関する重要事項を調査審議すること。

「商品取引所」関係各大臣の諮問に依り、商品取引所に関する重要事項を調査審議すること。

「商品取引所」関係各大臣の諮問に依り、商品取引所に関する重要事項を調査審議すること。

「商品取引所」関係各大臣の諮問に依り、商品取引所に関する重要事項を調査審議すること。

「商品取引所」関係各大臣の諮問に依り、商品取引所に関する重要事項を調査審議すること。

「商品取引所」関係各大臣の諮問に依り、商品取引所に関する重要事項を調査審議すること。

「商品取引所」関係各大臣の諮問に依り、商品取引所に関する重要事項を調査審議すること。

「商品取引所」関係各大臣の諮問に依り、商品取引所に関する重要事項を調査審議すること。

「商品取引所」関係各大臣の諮問に依り、商品取引所に関する重要事項を調査審議すること。

「商品取引所」関係各大臣の諮問に依り、商品取引所に関する重要事項を調査審議すること。

「商品取引所」関係各大臣の諮問に依り、商品取引所に関する重要事項を調査審議すること。

「商品取引所」関係各大臣の諮問に依り、商品取引所に関する重要事項を調査審議すること。

「商品取引所」関係各大臣の諮問に依り、商品取引所に関する重要事項を調査審議すること。

「商品取引所」関係各大臣の諮問に依り、商品取引所に関する重要事項を調査審議すること。

「商品取引所」関係各大臣の諮問に依り、商品取引所に関する重要事項を調査審議すること。

改め、炭田探査審議会、重要鉱物審議会及び石油資源開発促進審議会の部を創る。

第五十二條第一項の表中「日本工業標準調査会」を「日本工業標準調査会」と改め、工業技術運営審議会及び地熱開発技術審議会の部を創る。

「日本工業標準調査会」を「工業標準化に関する重要事項を調査審議すること。」に改め、工業技術運営審議会及び地熱開発技術審議会の部を創る。

「日本工業標準調査会」を「工業標準化に関する重要事項を調査審議すること。」に改め、工業技術運営審議会及び地熱開発技術審議会の部を創る。

「日本工業標準調査会」を「工業標準化に関する重要事項を調査審議すること。」に改め、工業技術運営審議会及び地熱開発技術審議会の部を創る。

「日本工業標準調査会」を「工業標準化に関する重要事項を調査審議すること。」に改め、工業技術運営審議会及び地熱開発技術審議会の部を創る。

「日本工業標準調査会」を「工業標準化に関する重要事項を調査審議すること。」に改め、工業技術運営審議会及び地熱開発技術審議会の部を創る。

「日本工業標準調査会」を「工業標準化に関する重要事項を調査審議すること。」に改め、工業技術運営審議会及び地熱開発技術審議会の部を創る。

「日本工業標準調査会」を「工業標準化に関する重要事項を調査審議すること。」に改め、工業技術運営審議会及び地熱開発技術審議会の部を創る。

「日本工業標準調査会」を「工業標準化に関する重要事項を調査審議すること。」に改め、工業技術運営審議会及び地熱開発技術審議会の部を創る。

「日本工業標準調査会」を「工業標準化に関する重要事項を調査審議すること。」に改め、工業技術運営審議会及び地熱開発技術審議会の部を創る。

「日本工業標準調査会」を「工業標準化に関する重要事項を調査審議すること。」に改め、工業技術運営審議会及び地熱開発技術審議会の部を創る。

「日本工業標準調査会」を「工業標準化に関する重要事項を調査審議すること。」に改め、工業技術運営審議会及び地熱開発技術審議会の部を創る。

「日本工業標準調査会」を「工業標準化に関する重要事項を調査審議すること。」に改め、工業技術運営審議会及び地熱開発技術審議会の部を創る。

「日本工業標準調査会」を「工業標準化に関する重要事項を調査審議すること。」に改め、工業技術運営審議会及び地熱開発技術審議会の部を創る。

「日本工業標準調査会」を「工業標準化に関する重要事項を調査審議すること。」に改め、工業技術運営審議会及び地熱開発技術審議会の部を創る。

「日本工業標準調査会」を「工業標準化に関する重要事項を調査審議すること。」に改め、工業技術運営審議会及び地熱開発技術審議会の部を創る。

「日本工業標準調査会」を「工業標準化に関する重要事項を調査審議すること。」に改め、工業技術運営審議会及び地熱開発技術審議会の部を創る。

「日本工業標準調査会」を「工業標準化に関する重要事項を調査審議すること。」に改め、工業技術運営審議会及び地熱開発技術審議会の部を創る。

（臨時缺くす資源回收法の改正）
第四條 臨時缺くす資源回收法（昭和二十四年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「くす化物件審議会にはかつて決定しなければならぬ。」を「決定をしなければならぬ。」に改める。

第五條中「くす化物件審議会に出席して、」を創る。

第七條第一項中「第四條第二項及び第十二條第四項に規定するものの外、」を創る。

第九條第二項中「委嘱する。」を「任命する。」に改める。

第十二條第四項中「審議会の意見を聴いて」を創る。

（工業標準化法の改正）
第五條 工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「二百五十人」を「二百四十人」に、同條第二項中「委嘱する。」を「任命する。」に改める。

第七條第三項中「委嘱する。」を「任命する。」に改める。

（輸出信用保険法の改正）
第六條 輸出信用保険法（昭和二十五年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第七條第二項を次のように改める。

審議会は、通商産業大臣の諮問に依り、輸出信用保険に関する重要事項を調査審議する。

第九條第一項を次のように改める。

学識経験のある者のうちから

任命された委員の任期は、六箇月とする。但し、一回に限り、再任を妨げない。

（商品取引所法の改正）
第七條 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十三章 仲介
（第三百三十四條）
第四百零六條 引所取引紛争審査会（第四百零七條）
第四百零七條（第四百零六條）
第四百零八條（第四百零七條）
第四百零九條（第四百零八條）
第四百一十條（第四百零九條）
第四百一十一條（第四百一十條）

目次中 第十四章 商品取引所取引紛争審査会（第四百零七條）

（第十三章及び第十四章 削除）
第二百二十四條第一項第五号中「若しくは第二百二十三條又は第二百三十二條第一項」を「又は第二百二十三條」に改める。

第二百二十一條第一項第一号中「第二百二十四條若しくは第二百三十二條第一項」を「若しくは第二百二十三條又は第二百三十二條」に改める。

第二百二十二條第一項第一号中「第二百二十四條若しくは第二百三十二條第一項」を「若しくは第二百二十三條又は第二百三十二條」に改める。

第二百二十三條第一項第一号中「第二百二十四條若しくは第二百三十二條第一項」を「若しくは第二百二十三條又は第二百三十二條」に改める。

第二百二十四條第一項第一号中「第二百二十四條若しくは第二百三十二條第一項」を「若しくは第二百二十三條又は第二百三十二條」に改める。

第二百二十五條第一項第一号中「第二百二十四條若しくは第二百三十二條第一項」を「若しくは第二百二十三條又は第二百三十二條」に改める。

第二百二十六條第一項第一号中「第二百二十四條若しくは第二百三十二條第一項」を「若しくは第二百二十三條又は第二百三十二條」に改める。

第二百二十七條第一項第一号中「第二百二十四條若しくは第二百三十二條第一項」を「若しくは第二百二十三條又は第二百三十二條」に改める。

第二百二十八條第一項第一号中「第二百二十四條若しくは第二百三十二條第一項」を「若しくは第二百二十三條又は第二百三十二條」に改める。

第二百二十九條第一項第一号中「第二百二十四條若しくは第二百三十二條第一項」を「若しくは第二百二十三條又は第二百三十二條」に改める。

第二百三十條第一項第一号中「第二百二十四條若しくは第二百三十二條第一項」を「若しくは第二百二十三條又は第二百三十二條」に改める。

第二百三十一條第一項第一号中「第二百二十四條若しくは第二百三十二條第一項」を「若しくは第二百二十三條又は第二百三十二條」に改める。

第二百三十二條第一項第一号中「第二百二十四條若しくは第二百三十二條第一項」を「若しくは第二百二十三條又は第二百三十二條」に改める。

第二百三十三條第一項第一号中「第二百二十四條若しくは第二百三十二條第一項」を「若しくは第二百二十三條又は第二百三十二條」に改める。

第二百三十四條第一項第一号中「第二百二十四條若しくは第二百三十二條第一項」を「若しくは第二百二十三條又は第二百三十二條」に改める。

第二百三十五條第一項第一号中「第二百二十四條若しくは第二百三十二條第一項」を「若しくは第二百二十三條又は第二百三十二條」に改める。

第二百三十六條第一項第一号中「第二百二十四條若しくは第二百三十二條第一項」を「若しくは第二百二十三條又は第二百三十二條」に改める。

第二百三十七條第一項第一号中「第二百二十四條若しくは第二百三十二條第一項」を「若しくは第二百二十三條又は第二百三十二條」に改める。

第二百三十八條第一項第一号中「第二百二十四條若しくは第二百三十二條第一項」を「若しくは第二百二十三條又は第二百三十二條」に改める。

第二百三十九條第一項第一号中「第二百二十四條若しくは第二百三十二條第一項」を「若しくは第二百二十三條又は第二百三十二條」に改める。

（連合国人工業所有権後措置令の改正）
第八條 連合国人工業所有権後措置令（昭和二十四年政令第三百九号）の一部を次のように改正する。

第十一條第二項中「特許補償審査会」を「特許補償等審査会」に改める。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一（通商産業省の項）中の「産業復興公団」を創る。

別表第一（通商産業省の項）中の「貿易公団」を創る。

別表第一（通商産業省の項）中の「貿易公団」を創る。

別表第一（通商産業省の項）中の「貿易公団」を創る。

別表第一（通商産業省の項）中の「貿易公団」を創る。

別表第一（通商産業省の項）中の「貿易公団」を創る。

別表第一（通商産業省の項）中の「貿易公団」を創る。

別表第一（通商産業省の項）中の「貿易公団」を創る。

別表第一（通商産業省の項）中の「貿易公団」を創る。

別表第一（通商産業省の項）中の「貿易公団」を創る。

別表第一（通商産業省の項）中の「貿易公団」を創る。

別表第一（通商産業省の項）中の「貿易公団」を創る。

別表第一（通商産業省の項）中の「貿易公団」を創る。

別表第一（通商産業省の項）中の「貿易公団」を創る。

別表第一（通商産業省の項）中の「貿易公団」を創る。

3 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用に關しては、第七條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

審議會の整理等のための運輸省設置法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和二十六年五月十五日

内閣總理大臣 吉田 茂

審議會の整理等のための運輸省設置法の一部を改正する法律案

審議會の整理等のための運輸省設置法の一部を改正する法律案

第四條第二項第六号中「物資」を「供給の特に不足する物資」に、第七号中「若しくは禁止し、又はその輸送若しくは工事の施行を命ずること。」を「又は禁止すること。」に改め、第八号を削り、第九号を第八号とする。

第二十三條第二項第四号を次のように改める。

四 削除

第二十七條第二項第二号を次のように改める。

二 削除

第三十八條第一項の表中「造船技術審」運輸大臣の諮問に

「造船技術審」運輸大臣の諮問に 應じて造船技術の向上に關する重要事項を調査審議すること。

〔造船技術審〕運輸大臣の諮問に應じて造船技術の向上に關する重要事項を調査審議すること。

造船業合理 運輸大臣の諮問に應じて造船に關する事業の合理化に關する重要事項を調査審議すること。

化審議會 運輸大臣の諮問に應じて造船に關する重要事項を調査審議すること。

に改め、同表中ホテル審議會の項を削る。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

特別調達庁設置法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和二十六年五月十五日

内閣總理大臣 吉田 茂

特別調達庁設置法の一部を改正する法律案

特別調達庁設置法の一部を改正する法律案

特別調達庁設置法の一部を改正する法律案

特別調達庁設置法（昭和二十四年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第五條を次のように改める。

第五條 特別調達庁に、長官官房及び左の四部を置く。

財務部 業務部 管理部 勞務部

第六條を次のように改める。

（特別な職）第六條 特別調達庁に次長一人を置く。次長は、長官を助け、庁務を整理する。

2 特別調達庁に顧問一人を置く。顧問は、重要な庁務に參画する。

3 長官官房に官房長一人を置く。官房長は、命を受けて長官官房の事務を掌理する。

4 長官官房に監察官一人を置く。監察官は、命を受けて庁務の監査に關する事務を總轄する。

5 各部に次長各一人を置く。各部の次長は、部長を助け、部務を整理する。

第七條第十三号を次のように改める。

十三 庁務の監査を行うこと。

第九條を次のように改める。

（業務部）第九條 業務部においては、左の事務をつかさどる。

一 庁費以外の終戦処理費による調達（不動産及びこれに附屬する資産の調達を除く。以下本條において同じ。）に伴う設計及び積算に關すること。

二 庁費以外の終戦処理費による調達に伴う契約に關すること。

三 工事の実施、役務の提供及び需品の納入の促進、監督及び考査に關すること。

四 工事、役務及び需品に要する資材の供給のあつ旋に關すること。

第十條を次のように改める。

第十條 管理部においては、左の事務をつかさどる。

（管理部）第十條 管理部においては、左の事務をつかさどる。

一 終戦処理事業費による不動産（これに附屬する動産を含む。以下本條において同じ。）の調達及び評価に關すること。

二 連合国の需要を解除された不動産の管理及び返還並びに評価に關すること。

三 不動産の調達に伴う補償並びにその返還に伴う補償及び求償に關すること。

四 不動産の記録に關すること。

五 需品の管理、出納、輸送及び売却並びにこれらの行為に伴う契約に關すること。

六 工事、役務及び需品並びに不動産の調達等に附隨する事件の處理に關すること。

第十二條を次のように改める。

第十二條 二中「調達云能審議會」を削る。

第十二條 二中「調達云能審議會」を削る。

第十二條の三を次のように改める。

（調達役務審議會）第十二條の三 調達役務審議會（以下「役務審議會」という。）は、特別調達庁長官の諮問に應じ、調達されたホテル等の運営及び去能に關する役務の調達について調査審議する機関とする。

2 役務審議會は、特別調達庁長官及び委員四十八人以内で組織する。

3 特別調達庁長官は、役務審議會の会長として、会務を總理する。

4 委員は、関係行政機關の職員及び

びホテル等の運営又は芸能に關し學識経験のある者のうちから、特別調達庁長官が任命する。

第十二條の五を削り、第十二條の六中「前三條」を「前二條」に改め、同條を第十二條の五とする。

附則 この法律は、昭和二十六年六月一日から施行する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和二十六年五月十二日

内閣總理大臣 吉田 茂

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法（昭和二十四年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「五局」を「六局」に、「政務局」を「國際經濟局」に改める。

第七條第一項第二号から第四号までを削り、同項第五号を同項第二号とし、以下三号ずつ繰り上げ、同條第二項中「前項第五号及び第六号」を「前項第二号及び第三号」に改め、同條の次に次の一條を加える。

（國際經濟局の事務）第七條の二 國際經濟局において

は、左の事務をつかさどる。一 通商航海に關する利益を保護し、及び増進すること。

二 国際経済機関との協力及び通商航海条約その他の通商経済上の協定に関すること。

三 国際経済事情の調査並びに国際経済に関する統計の作成及び資料の収集を行うこと。

第十七條の表中

京都連絡調整事務局	京都市
近畿連絡調整事務局	大阪市

近畿連絡調整事務局

に改める。

第十九條を次のように改める。
第十九條 削除

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項の表中

外務省	本省	出入国管理庁	一、三二一人
計			五、三七一人

外務省	本省	出入国管理庁	一、三二一人
計			五、三七一人

合計	八、七三一人
----	--------

合計	八、七三一人
----	--------

に改める。

（河井彌八君登壇、拍手）

○河井彌八君 只今議題に供せられた日程第三から日程第十四までの各法律案の内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。先ずこの各案につきまして全体に共通することを申し上げます。それから日程第三から日程第十二までの法律案につきまして順次簡単にその内容と経過を申述べるつもりであります。而して更に第十三及び第十四の日程に掲げてありますものはそれ／＼統括して説明を申し上げます。

これらの共通の点について申し上げますれば、これらの法律案、特に日程

は、必ず法律で以て規定しなければならぬという明文があるものであります。然るに従来この法律の明文がありません。政府が法律の手續によらずして、或いは閣議決定であるとか或いは省議決定であるとかいふ形を以てしまして、審議会又は協議会を置いておるものが次々と現われておるのであります。その数のごときも最近三十ばかりあるということになっております。内閣委員会におきましては、かねてこの政府の措置を行政組織法の観点から誠に遺憾であるということに考えておりました。そしてこれらの法律に基かない審議会、協議会をば速かに整備すべきことを政府に要望いたしましたのであります。去る三月二十九日の内閣委員会におきましては、廣川國務大臣は、従来閣議決定等の形で設置されておる審議会等は法律の規定に抵触するものであるから、これらのものは速かに整理をする。而して将来内外の情勢に基いて審議会を設けなければならぬという事態が生じたる場合には、而もそれが国会の閉会中であるような場合であつても、單なる閣議決定のような形ではこれを作らない。必ず立法手續によつて設置するといふ方針を言明いたしましたのであります。内閣委員会は一応この言明によりまして政府の意の存するところを承りましたのであります。又他方におきましては、本年一月総司令部から政府に対して審議会の整備に関する指令がありましたので、政府におきましてはこれに基いて本年二月十六日に審議会等の設立基準等に関して閣議決定いたしましたのであります。この閣議決定のうちで只今議題となつております法律案に關係

する部分を一応ここに御報告申上げて置くことが必要であると考えますので、これを申述べます。

その第一の項目といたしましては、審議会等の設置に関するものであります。審議会、審査会、いろいろ名称はあるのであります。これらのものは、これが附置せられる行政機関の所掌事務に関して一般的政策、方針等について、当該行政官庁の職員のみからは得られない参考的乃至勸告的な意見を聴取するために置かれるものとするのであります。従つて審議会等は原則といたしましては個々の特定の事項について審議することができない。又審議会等を設ける場合は法律によらなければならぬ。これが第一の項目であります。第二の項目といたしましては、審議会の委員に関するものであります。特に委員の任期に関するものであります。即ち経済關係審議会等の委員の任期は原則として六カ月を超えない期間といたし、そうして必要によつては更に一回を限つて更新することができるとするものであります。第三の項目は審議会の運営に関するものであります。経済關係審議会等の勸告、意見、或いは助言は、政府を公的に拘束する効果を持つものではない。又経済關係審議会等は個々の特定事項について審議してはならない。こういう運営に関するものであります。第四の項目といたしましては、現在あるところの審議会をどう措置するかといふものであります。これらの現存の各種審議会等につきましては、行政簡素化及び経費節減の見地から大幅にこれを縮減すると共に、只今申述べた基準に從つて所要の改組を行うといふこと

なるのであります。それは今期の国会に提出するということになつておるのであります。かような閣議決定に基きまして、本年三月二十七日の閣議において、現存の審議会二百三十六、この中に法律の規定に基かないものが三十ある。これを個々別々にそれ／＼検討いたしました結果、整理することの決定いたしましたものが七十あるのであります。そこで只今議題となつております法律案十件につきましては、この閣議決定の趣旨に基きまして各行政機関に置かれておるところの審議会を整理せんとするものであります。

そこで只今の日程の順序に従ひまして、各法律案について最も簡単にその内容を説明申し上げます。

第一は審議会等の整理のための総理府設置法の一部を改正する法律案、この法律案は只今説明申上げました審議会等の整理基準に基きまして、従来総理府に設置されておつたところの身体障害者製作品購買審議会をば廃止し、又従来閣議決定で内閣に設置されておつた失業対策審議会をば法制化することとしたのであります。身体障害者製作品購買審議会は、身体障害者福祉法に基いて、身体障害者の製作品の購買の事務について調査審議する審議会でありましたけれども、身体障害者の福祉に関する事項の調査審議のための機会といたしましては、別に同じく身体障害者福祉法に基く中央身体障害者福祉審議会が厚生省の附屬機関として設置されておりますので、この際、行政機構簡素化の見地から、身体障害者製作品購買審議会の権限を中央

第三より十二までの十件の法律案は、いずれも総理府を初めいたしまして各省庁等の各行政機関に置かれております審議会の整理を主としたものであります。そこで、その整理に関する問題を報告いたします。内閣委員会におきましては、今日まで行政機構の整備に関して調査の歩を進めて参つたのであります。審議会等の整理といふことをその調査項目の一つとして重きを置いて参つたものであります。審議会、協議会等につきましては、国家行政組織法第八條によりまして、これらの審議会又は協議会を府省庁等の行政機関に特に必要があつて置く場合に

は、必ず法律で以て規定しなければならぬという明文があるものであります。然るに従来この法律の明文がありません。政府が法律の手續によらずして、或いは閣議決定であるとか或いは省議決定であるとかいふ形を以てしまして、審議会又は協議会を置いておるものが次々と現われておるのであります。その数のごときも最近三十ばかりあるということになっております。内閣委員会におきましては、かねてこの政府の措置を行政組織法の観点から誠に遺憾であるということに考えておりました。そしてこれらの法律に基かない審議会、協議会をば速かに整備すべきことを政府に要望いたしましたのであります。去る三月二十九日の内閣委員会におきましては、廣川國務大臣は、従来閣議決定等の形で設置されておる審議会等は法律の規定に抵触するものであるから、これらのものは速かに整理をする。而して将来内外の情勢に基いて審議会を設けなければならぬという事態が生じたる場合には、而もそれが国会の閉会中であるような場合であつても、單なる閣議決定のような形ではこれを作らない。必ず立法手續によつて設置するといふ方針を言明いたしましたのであります。内閣委員会は一応この言明によりまして政府の意の存するところを承りましたのであります。又他方におきましては、本年一月総司令部から政府に対して審議会の整備に関する指令がありましたので、政府におきましてはこれに基いて本年二月十六日に審議会等の設立基準等に関して閣議決定いたしましたのであります。この閣議決定のうちで只今議題となつております法律案に關係

する部分を一応ここに御報告申上げて置くことが必要であると考えますので、これを申述べます。

その第一の項目といたしましては、審議会等の設置に関するものであります。審議会、審査会、いろいろ名称はあるのであります。これらのものは、これが附置せられる行政機関の所掌事務に関して一般的政策、方針等について、当該行政官庁の職員のみからは得られない参考的乃至勸告的な意見を聴取するために置かれるものとするのであります。従つて審議会等は原則といたしましては個々の特定の事項について審議することができない。又審議会等を設ける場合は法律によらなければならぬ。これが第一の項目であります。第二の項目といたしましては、審議会の委員に関するものであります。特に委員の任期に関するものであります。即ち経済關係審議会等の委員の任期は原則として六カ月を超えない期間といたし、そうして必要によつては更に一回を限つて更新することができるとするものであります。第三の項目は審議会の運営に関するものであります。経済關係審議会等の勸告、意見、或いは助言は、政府を公的に拘束する効果を持つものではない。又経済關係審議会等は個々の特定事項について審議してはならない。こういう運営に関するものであります。第四の項目といたしましては、現在あるところの審議会をどう措置するかといふものであります。これらの現存の各種審議会等につきましては、行政簡素化及び経費節減の見地から大幅にこれを縮減すると共に、只今申述べた基準に從つて所要の改組を行うといふこと

身体障害者福祉審議会の権限に含ませ、そうしてこれを廃止することとしたのであります。又、失業対策審議会は、昭和二十四年三月に、その当時の急迫した失業事情に対処するために、失業対策関係会議に代えて急いで設置したものであります。我が国の失業問題の解決は、その根本対策たる雇用量の増大という見地から、財政、金融、産業、貿易等、各分野に亘る総合的の施策を樹立する必要があるばかりでなく、失業者の救済対策につきましても一般社会保障の各種政策との総合的な調整を必要とする状況にありまするので、これらの事項について調査審議の任に當るべき本審議会は、今後当分の間存置することがどうしても必要であると認めましたので、その設置につきましては行政組織法の第八條に基きまして法律の根拠を與えようとするものであります。

次に、審議会の整理等のための農林省設置法等の一部を改正する法律案について申し上げます。本案の内容を簡単に申し上げますれば、第一点は審議會等の整理に関するものであります。農林本省において農林金融改善特別融通損失審査会、中央農産調整審議會、中央農地委員会及び作況報告審議會を廃止いたして、又林野庁関係におきまして社寺保管林処分審査会を本年十月一日から廃止せんとするものであります。第二点は、農事改良実験所及び農業機械指導所を廃止せんとするものであります。農事改良実験所の廃止につきましては、すでに昨年来試験研究機関の整理統合に伴う既定の計画によるものであります。それで今回農事改良実験所の一部の事務を獨立の地域農

業試験場に移し、残余の事務をば都道府県農業試験場に移管するものであります。又農業機械指導所の廃止は専ら機構の簡素化と経費節約の見地からするものであります。第三点は輸出品検査所の統合でありまして、従来輸出の二本建になつて運営されて参つたのであります。今これを統合して、輸出品検査を総合統一せんとするものであります。第四点は林野庁内の内部部門の所掌事務の整理でありまして、昨年薪炭の政府買上げを廃止いたしましたから以来、本年三月一ぱいを以てその清算事務も大かた終了を見るに至りましたので、庁内内部部門の所掌事務の必要な調整を行わんとするものであります。第五点は公団の解散等に伴う関係規定の整理でありまして、昨年七月には肥料配給公団が解散せられ、本年三月一ぱいを以て食糧配給公団及び油糧砂糖配給公団が解散となり、すでに清算段階にありまするので、この際、公団に関する関係規定を削除せんとするものであります。その他漁獲審議会の委員の任期を三年から二年に短縮する等の規定もあるのであります。

次に日程の第五の審議會等の整理のための建設省設置法等の一部を改正する法律案について申し上げます。第一点は、建設省設置法の一部を改正いたしまして、土木審議會を廃止し、測量審議會は明年三月三十一日限りで廃止せんとするものであります。第二点は、建設省設置法の一部を改正いたして、建設審議会の権限を整理し、且つ委員の任期四年を短縮して六カ月としたし、委員は引続いて二回以上再任されること

ができないこととしたのであります。第三点は、建築士法の一部を改正して、建築士審議会の委員の任期三年を二年に短縮したこと等でありまして、なお附則を以ちまして、現に建設審議会の委員である者に対する委員の任期計算につきましては、この法律施行の日から起算することとしておるのであります。

次に経済安定本部関係の法律について申述べます。この内容を要約して申し上げますと、経済安定本部設置法並びに企業再建整備法、金融機関再建整備法及び企業再建整備法の一部を改正する法律の一部を改正して、経済安定本部の附属機関として置かれておるところの審議會のうちで、経済再建整備審議會、国民食糧及び栄養対策審議會並びに河川総合開発調査協議会を廃止して、一方新たに物産庁の附属機関として米価審議會を設けることとしたのであります。米価審議會は、従来単に閣議決定に基づいて運営せられて参つておるのであります。今回これを法制化いたしました。国家行政組織法に基き審議會として存置しようとするのであります。この審議會は、物産庁長官及び農林大臣の諮問に依りて、米価その他主要食糧の価格決定の基本事項を調査審議することを目的とするものであります。なお各種公団が本年三月一ぱいを以て全面的に廃止せられたことに伴ひまして、経済安定本部設置法及び国家行政組織法の一部を改正せんとするものであります。

次に国立世論調査所設置法の一部を改正する法律案について申述べます。この法律案の要点は、審議會等の整理の基に依りまして、従来總理府に置かれておつた世論調査審議會が従来持つておりました一般的決定機関たる性格を改めようとするものであります。即ち国立世論調査所が昭和二十四年六月に總理府の附属機関として置かれて参りましてから今日に至るまで、世論調査審議會は、調査研究の方針、調査の実施計画及び調査の結果の発表方法等について決定権を持つており、なお且つその決定権は調査所の一般事業方針及び調査所の分野にも及んでいたのであります。今回の改正によりまして、その権限を諮問的なものにするにしようことに改めたのであります。そうして、これによつて調査研究の獨立性を保障いたしました。その固有の機能を強く發揮せようという目的に出ているものであります。

次に審議會等の整理のための地方自治庁設置法の一部を改正する法律案について申述べます。この整理は、やはり前に申述べました原則、基準に依りまして、従来地方自治庁に置かれておつた地方自治委員會議の委員に二年の任期を設けんとするものであります。即ち地方自治委員會議は、地方自治庁設置法第七條の規定に依りて地方自治庁に設けられておる諮問機関でありまして、全国知事會、全国市長會、全国町村會、都道府県議會議長會、全国市議會議長會、全国町村議會議長會がおのおのその代表者として推薦した者六名並びに学識経験者二名を加えて、内閣總理大臣が任命した八人の委員から構成されておるのであります。委員の任期につきましては従来別段の定めがなかつたのであります。これを一般的に任期のない審議會の委員に任期を付するといふ政府の方針に基きまし

て、且つ又地方自治委員會議の性格、権限、委員の選出方法などを勘案いたしましたと共に、他の審議會の委員の任期との関係を考慮いたしまして、二年の任期を付するということにしたのであります。なお現に在任中の委員の任期につきましては、この法律施行の日から起算するのが適當であると考へられますので、これに関する所要の措置をとつたのであります。

次に審議會の整理等のための厚生省設置法等の一部を改正する法律案について申し上げます。第一点は、医師齒科医師実地修練審議會、日本医療団清算監理協議會及び地方食品衛生調査會を廃止することになつた点であります。第二点は、薬事審議會が委員のごとき性格のものとして一定の行政的権限を持つていたのを今回改めまして、純然たる諮問機関にいたしました。最後に第三点は、審議會の委員數並びに任期等について適宜減少或いは短縮するために、厚生省設置法その他関係法律について所要の改正を行うことにしたのであります。その関係法律と申しますのは、社会保険審議會、社会保険医療協議會、社会保険審査官及び社会保険審査會の設置に関する法律、昭和二十五年の法律第四十七号であります。これらにつきまして所要の改正をするのであります。

施行の日から廃止することになつてお
ります。又社寺境内地処分中央審査会
及び社寺境内地処分地方審査会は昭和
二十六年度末限りで廃止することにな
つておるのであります。次に廃止しな
いものにつきましても、専断審査議
会の委員の任期を三年から二年に短縮
し、又資産再評価審査会の委員の定数
を四十人以内から三十人以内に減少
し、更に財政制度審議会、資産再評価
審査会、全国資産再評価調査会及び地
方資産再評価調査会の委員の任期を新
たに二年と定めたのであります。

次に通商産業省設置法等の一部を改
正する法律案について申述べます。こ
れには三つの点があるのであります。第
一、第一点は通商産業省設置法の改正
についての規定であり、第二点は工業
技術庁設置法の改正についての規定で
あります。第三点は鉱山保安法を初
め六つの法令について審議会に關する
部分の改正規定であります。第一の通
商産業省設置法の改正に關しまして
は、本省、資源庁、工業技術庁及び特
許庁に置かれておる審議会等について
整理統合を行なつたほか、従来通商企
業局において所掌しておつた特許關係
の事務を通商振興局に移管すると同時
に、すでに清算段階に入つておる貿易
公團及び産業復興公團について、國家
行政組織法上の機關としての機能を失
つておりますとの見地から、これらの
公團に關する根拠規定を削除するの
措置を規定してあるのであります。

次に第二点の工業技術庁設置法の改正
においては、工業技術運営審議会を工
業技術協議会に統合したのでありま
す。第三点の鉱山保安法を初め六つの
法令の改正につきましては、鉱山保安

法及び工業標準化法の改正において
は、委員の任期又は定数についての改
正であり、又臨時鉄くず資源回收法、
輸出信用保険法、商品取引所法及び連
合個人工業所有権後援措置法の改正に
つきましては、審議会の所掌事務等に
ついて整備をいたすと同時に、關係條
文の整理を行なつたのであります。な
お、このほか本則における法令改正に
伴ひまして、國家行政組織法の改正及
び商品取引所法に關する経過規定を必
要としたので、附則に關してこれら
に關して規定をしたのであります。な
お電気事業主任技術者検定審議会に關
する規定がこれまで省令によつて設
けられておつたのであります。これを
を立法化して、ここに改正として現わ
れておるのであります。電気自動車
充電技術者資格検定審議会となすこと
に關しましては、いろいろ異論があり
ましたけれども、結局原案を認めるこ
ととしたのであります。

次に運輸省設置法の一部を改正する
法律案につきまして、これについて改
正点が二つあるのであります。第一点
は先の臨時物資供給調整法の改正に伴
う整理であります。即ち従来臨時物資
供給調整法に基く臨時の権限といたし
まして、物資の輸送命令及びこれに伴
う工事の施行に關する命令をなし得る
こととなつておつたのであります。が、
今回この法律の改正によつてこの権限
規定が削除せられましたので、これに
伴つて運輸省の権限及び所掌事務の規
定中、当該條文を整理いたす必要が生
じたのであります。第二点は審議会
の整理に關する事項であります。先
に政府において存続することと決定し
た造船業合理化審議会及び廃止するこ

とと決定したホテル審議会について、
國家行政組織法第八條の規定に基い
て、附屬機關の規定中前者即ち造船業
合理化審議会を追加し、後者即ちホテ
ル審議会を削除する必要が生じたので
あります。この改正を行なつておる
のであります。

以上説明を申し上げましたが、これら
の法律案件につきましては、委員会
は三度開会いたしました。各法律案に
ついて慎重に審議いたしましたのであり
ます。その結果明らかになりましたこと
は、政府が今回各種審議会等の整理を
断行いたしました結果、七十の審議会
が廃止となりましたが、又政府職員
の数の異動につきましては、これは何ら
増減がないのであります。なお経費の
關係におきましては、これから次に二
つの法律案について報告申し上げます
が、即ち特別調達庁設置法の一部を改
正する法律と、それから外務省設置法
の一部を改正する法律と、これをも引
つくるめまして、そうして全体予算上
は、これらの整理によりまして、およ
そ千五百万円、年額千五百万円の節約
となるというのであります。結局内
閣委員会といたしましては、審議会等
の行政機構を簡素化すると共に、従来
ややもすれば乱雑に流れんとした審議
会の濫設、これをば、この際、國家行
政組織法第八條の明文によつて整備す
るといふ、この政府の意のあるところ
を諒といたしましたのであります。

討論に入りまして、各委員はことごと
くこれに賛成いたしました。併し
政府は折角この整理を遂行しようとし
ておる以上は、今後ともどうかその趣意
を十分に徹底して厳守してもらいたい
といふこと、特に最近総理大臣の諮問

機關でありますか、名義はつきり
いたしません、又名前もくつ付けておら
んようであります。法制上の整理の
ために有力者の一つの何と申しますか
審議会のごときものができておるとい
うことなどもありますので、それら
の性格につきまして相当鋭い質問を各
方面からいたしましたのであります。こ
れはこの法律とは全く違つた自由なも
のであるという意味の説明を得たので
あります。併しどういふことによつ
て、この國家行政組織法の第八條の精
神が崩れて行くといふことは甚だよろ
しくないといふ考えを以て、そうい
う意見が出たのであります。そうして
この十件の法律案は、採決に入りまし
たところが、全会一致を以て可決すべ
きものと議決せられたのであります。

次に日程第十三に掲げてあります
特別調達庁設置法の一部を改正する法
律案について報告をいたします。

本案につきましては委員会を閉くこ
と二回、一昨日全会一致を以て可決す
べきものと議決いたしましたのでありま
す。この本案に規定してあります改正
点が四つあります。第一は、連合國軍
に対する施設その他不動産の提供、そ
の使用を解除せられた財産の管理、返
還並びにこれらの業務に附帯する補償
及び求償等、以上申しましたとき、
いわゆる不動産業務が調和を控えて極
めて重要となつて参りましたに鑑み
まして、このような業務に關する機構
を一段と強化いたしましたのでありま
す。即ち従来不動産業務と連合國軍に
對する業務提供の業務を併せて所掌
しておりました業務管理部門を、業務部
と管財部に分割いたしました。そしてこの新
設の管理部門においては、不動産業務の

ほかに、広く調達に伴う補償、求償並
びに解除物件の処理に關する事務を掌
ることにしておるのであります。第二
の点は、従来、工事、役務及び物品の
調達に關する契約、技術、促進及び監
督の事務を分掌しておつた契約部を
ば、技術監督部と統合いたしました。そ
務部を新設いたしましたのであります。そ
してこれにて事務的確と迅速を期
すると共に、機構の簡素化を図つた点
であります。この二つの点は内部部局
の改正であります。次に第三点とい
は、予算執行の適正であり且つ
万全であることを期さなければなら
ません。これがために監督官を設けまし
て、業務の監督に關する事務を分掌せ
しむることとしたのであります。第四
点といは、本庁の附屬機關
である調達役務審議会、調達技能審議
会及び中央調達不動産審議会の三つの
審議会のうちで、調達役務審議会と調
達技能審議会の両審議会を統合して、
行政機構簡素化の趣旨に副すること
にいたしました。これが本改正案
の概要であります。委員会におきまし
ては、この案について質疑応答を重
ねました結果、只今申しましたこの特
別調達の現状においては適切なるも
のと認められたのであります。一昨日の委
員会におきまして討論を省略して採決
いたしましたのであります。全会一致を以て可決す
べきものと議決したのであります。

最後に外務省設置法の一部を改正す
る法律案について報告をいたします。
この法律案につきましては、外務委
員会と連合委員会を一回、内閣委員会
を二回開きまして慎重に審議を重ね

して、一昨日全会一致を以て可決すべきものと議決したのであります。主な改正の点を説明いたしますれば、第一には外務省に新たに国際経済局を設置すること、第二には外務省の地方支分部局として従来置かれておつた京都連絡調整事務局を廃止すること、第三には従来連絡調整事務局に置かれておつた地方連絡協議会を廃止すること、この三點であります。

第一に、外務省に新たに国際経済局を設置する理由につきましては、日本政府在外事務所はすでに十七ヶ所に開設せられておるのであります。このほかにラングーン、リマ、メキシコ、ワシントン、オタワ、ロンドン、ジャカルタ、スラバヤ等の開設が目下進捗中であり、リマ以下七ヶ所の新設については、この次の第十五の日程に日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律案として委員長報告があるものであります。更に引続いてその他の国にも在外事務所が開設せられる見込であるのであります。従つてこれに対応する外務省の経済関係事務は今後も早く充実する必要があるといふことになつておるのであります。そのうち、説明であります。一方、関税及び貿易の一般協定への加入、平和條約、講和條約成立後の通商航海條約の締結、国際経済機構及び條約への加入等のための諸準備をなす必要が非常に急速に増大しておるのであります。これらの事態に対処するために、現在の政務局経済第一課及び経済第二課となお別に新たに二課を増設いたしまして、合せて四つの課からなるところの国際経済局を設置せんとするのであります。

また、新設される国際経済局の所掌事務は、現在政務局の所掌事務とされておるものうちで経済関係のものでありまして、特に従来外務省の権限に変更を加えるものではなく、又他省の権限との関係におきましても問題を生ずることがないという説明であります。なお、国際経済局の定員につきましては、予算その他の関係上、当分の間従来外務省の定員内で賅うこととしたし、京都連絡調整事務局の廃止による利員及び他局部からの人員の移し替えをいたすことによりまして、この事務に支障を招くことのないようにするといふ説明であります。第二に、京都連絡調整事務局の廃止の理由といたしましては、現在十二ヶ所に連絡調整事務局が設置されておるのであります。この中で京都連絡調整事務局は、従来主として現地駐屯部隊との連絡事務の処理に當つておりましたが、行政機構の簡素化の趣旨に基づいてこれを廃止し、その所掌事務を近畿連絡調整事務局に引継ぐこととせんとするものであります。第三に地方連絡協議会の廃止についてはありますが、これは先ほど説明いたしました審議会等の整理に関する政府の方針に基きまして、行政機構の簡素化と経費の節減を図るために、地方連絡協議会を廃止せんとするものであります。なお、附則におきまして行政機関職員定員法を改正いたしまして、外務省本省に八十八名の定員増を規定しているのであります。これは近い将来に設置を予想されるところの在外事務所、近い将来と申しましても、多分本法律案が通過すると考へます、在外事務所の派遣要員に充てんとするものであります。

委員におきましては、この法律案の審査に當りましては熱心な質疑応答が行われたのであります。その要点を申し上げますと、第一に、従来政務局と通商産業省の通商局とは緊密な事務連絡をとつて来て、幸い今日まで円滑に事務が運んで来たのであるが、この際、国際経済局が新設された際においても、その点は何ら変わるにらがないという説明であつたのであります。第二に、講和が成立した際においては、講和に即応する必要から外務省の機構も全面的に改革する必要があるのであるから、このような国際経済局の新設はそのときまで見送るのが適當ではないかという意見も出たのであります。この際、国際経済局の新設の狙いは、最近増大して来ておるところの国際経済関係の事務を処理するために、差当り講和の態勢に應じ得る準備的の局を新設する必要があるといふことでありました。第三には、国際経済局の要員は九十八名であるが、これは現在の外務省の定員の配換によつて賅う方針であり、従つて国際経済局の新設によつては人員の増加はないといふ説明でありました。第四に、目下この最近できるであろうところの日本政府在外事務所の開設に伴ひまして、その事務所の要員に充てるため行政機関職員定員法を改正して、本省の定員を八十名増加することとしたのであります。これらの在外事務所の増設に伴う経費は、これらの在外事務所の増設を見越しまして大蔵省に保留されているところの予備費二十億円の中から支出されることになるのであります。別に改めて予算的の措置をとらないといふことが明瞭となつたのであります。かよ

うな経過を辿りまして、一昨日の委員会におきましては、これらの機構改正は現在の事情の下においては止むを得ないものと認めまして、討論を省略して、全会一致を以て可決すべきものと議決いたしました次第であります。これを以て報告を終ります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより十二案の採決をいたします。十二案全部を問題に供します。十二案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。外務委員長櫻内辰郎君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて十二案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第十五、日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)、日程第十六、国際連合教育科学文化機関憲章を受諾することについて承認を求めの件(衆議院送付)を一括して議題と

するに御異議ございませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。外務委員長櫻内辰郎君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

名	称	位	置
在ワシントン	日本政府在外事務所	アメリカ合衆国ワシントン市	
在ニューヨーク	日本政府在外事務所	アメリカ合衆国ニューヨーク市	
在サンフランシスコ	日本政府在外事務所	アメリカ合衆国サンフランシスコ市	
在ホノルル	日本政府在外事務所	アメリカ合衆国ホノルル市	
在ロサンゼルス	日本政府在外事務所	アメリカ合衆国ロサンゼルス市	
在シアトル	日本政府在外事務所	アメリカ合衆国シアトル市	
在オタワ	日本政府在外事務所	カナダ オタワ市	
在メキシコ	日本政府在外事務所	メキシコ国メキシコ市	
在リオデジャネイロ	日本政府在外事務所	ブラジル国リオデジャネイロ市	

在サンパウロ日本政府在外事務所	ブラジル国サンパウロ市
在モンテヴィデオ日本政府在外事務所	ウルグアイ国モンテヴィデオ市
在リマ日本政府在外事務所	ペルー国リマ市
在ニューデリー日本政府在外事務所	インド ニューデリー市
在カルカタ日本政府在外事務所	インド カルカタ市
在ボンベイ日本政府在外事務所	インド ボンベイ市
在カラチ日本政府在外事務所	パキスタン カラチ市
在バンコック日本政府在外事務所	タイ国バンコック市
在ラングーン日本政府在外事務所	ビルマ国ラングーン市
在ジャカルタ日本政府在外事務所	インドネシア共和国ジャカルタ市
在ストラバヤ日本政府在外事務所	インドネシア共和国ストラバヤ市
在ロンドン日本政府在外事務所	連合王国ロンドン市
在バリ日本政府在外事務所	フランス国バリ市
在ブラツセル日本政府在外事務所	ベルギー国ブラツセル市
在ストックホルム日本政府在外事務所	スウェーデン国ストックホルム市
在ヘーグ日本政府在外事務所	オランダ国ヘーグ市

第九條第一項を次のように改め、同條第三項を削る。

職員に対して支給する在勤手当及び住居手当の支給年額は、別表各号に定める額の九割から十二割までの額の範囲内において、アメリカ合衆国に設置される在外事務所職員については当該職員の職、アメリカ合衆国以外の国に設置される在外事務所職員については当該職員の職並びに当該在外事務所所在地の物価水準及び当該国の通貨の対米為替相場を基準として、それぞれ外務大臣が定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。〔審査報告書は都合により附録に掲げ〕

国際連合教育科学文化機関憲章を受諾することについて承認を求めらるるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十六年五月十五日

衆議院議長 林 謙治

参議院議長 佐藤尚武殿

国際連合教育科学文化機関憲章を受諾することについて承認を求めらるるの件

国際連合教育科学文化機関憲章を受諾することについて、日本国憲法第七十三條第三号但書の規定に基き、国会の承認を求めらるる。

〔櫻内辰郎君登壇、拍手〕

櫻内辰郎君 只今議題となりました日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律案の外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

政府の説明によりますと、改正の要点は二点でございます。

第一は、今回新たにワシントン、ロンドン、オタワ、メキシコ、リマ、ジャカルタ及びストラバヤの七カ所に在外事務所の設置が認められたので、これらを既設のものとして併せて設置法第二條に列記したこと、第二は、在外事務所職員に支給する在勤手当及び住居手当の支給額の範囲及び支給額の決定方法を変更したこと、即ち支給手当の年額は別表の額の九割から十二割までの範囲とし、米国在勤の職員については当該職員の職に相応した額、その他の国に在勤する職員については、その職員の職と所在地の物価水準及び当該国の通貨の対米為替相場を基準として、実際に即するよう外務大臣がこれを定めることとあります。

国際連合教育科学文化機関憲章を受諾することについて承認を求めらるるの件につき、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

国際連合教育科学文化機関即ちユネスコは国際連合の専門機関の一つでありまして、ユネスコ憲章の前文及び第一條に書いてあります通り、戦争は人の心の中に生れるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない。従つて永続性のある平和は、政府間の政治的、経済的取りきめに基づくだけでは十分でなく、人類全体の知的、精神的連帯の上に築かなければならないという考え方の上に立つて、教育、科学、文化を通じて諸国民の間の協力を促進し、世界の平和及び安全に貢献することを目的とするものであります。この機関の基本文書たるユネスコ憲章は、昭和二十年十一月十六日ロンドンで四十四カ国によつて作成され、昭和二十一年十一月四日に効力を生じましたが、現在ユネスコ加盟国総数は五十九カ国に達してあります。

政府側の説明によりますと、政府は先にユネスコ事務局長宛この機関への加盟申請をなし、その申請書はすでに受理された旨の通知があり、一方加盟のために必要な国連経済社会理事会の過半数の支持も得ており、今後本年六月開かれるユネスコ執行委員会と総会との承認があれば、我が国は国際連合教育科学文化機関憲章を受諾して、ユネスコの加盟国となり得る状態となりますので、その場合は同憲章を受諾したい。よつて、この案件について国会の承認を求めらるるの旨が本案の趣旨であります。なお、この機関の目的、

事業その他の詳細については、お手許に配布の文書につき御承知願います。本委員会は、本案審議のため先ず五月十四日文部委員会との連合委員会を開き、主として文部委員より質疑を行いました。次いで五月十六日の外務委員会において更に政府側と質疑を続行いたしました。詳細は議事録に譲ることとしたと存じます。次いで討論を経て採決を行いましたところ、全会一致を以て本件は承認を與うべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。

〔議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。先ず日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。〕

〔議員(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。〕

〔議員(佐藤尚武君) 次に国際連合教育科学文化機関憲章を受諾することについて承認を求めらるるの件の問題に供します。委員長報告の通り本件に承認を與えることに賛成の諸君の起立を求めます。〕

〔議員(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致を以て承認を與えることに決定いたしました。〕

〔議員(佐藤尚武君) 小林孝平君。〕

〔議員(佐藤尚武君) 小林孝平君。私はこの際、米価問題について緊急質問をすることの動議を提出いたします。〕

〔議員(佐藤尚武君) 小林孝平君。米価問題については、米価問題に関する緊急質問をすることの動議を提出いたします。〕

○小川久義君 只今の小林君の動議に賛成いたします。

○議長(佐藤尚武君) 小林君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。小林孝平君。

〔小林孝平君登壇、拍手〕

○小林孝平君 私は日本社会党を代表いたしました。最近の経済情勢に關連して二十六年度の予算をめぐつての米麦の価格決定につきまして政府の所見を承わりたいと存するのであります。

先に我が党は、二十六年度の予算の審議に際しまして、政府の予算編成の基礎的諸條件に關する認識の不足を強く指摘いたしましたのであります。即ち政府が今後の国際情勢特に朝鮮動亂の見通しと更にこれに關する日本の対外關係の推移について全く認識を欠いていたということであり、それにもかかわらず、政府は遂にこの極めて不十分なる予算を全野党の反対を押し切つて通過せしめたのであります。然るにその後日本をめぐる国際情勢の變化は著しく、特に最近アメリカを中心とする軍拡の影響は、朝鮮動亂等々をも含めて国内に特需景氣として現われておるのであります。この中にあつて、ドッジ政策の下に、低米価、低賃金で苦しんで来た労働者農民と重傷にあへぐ中小企業者の生活は、より一層危機に迫込まれて行くことはこれ又明らかであります。こうした諸情勢を前にして、すでに二十六年産の麦の供出方針も最後の決定を見、近く全国各地に供出が行われるのであります。最近のパーテイ指数の著しい変動

によつて、二十六年産の予算の範囲内ではその価格の決定は到底困難ではないかと考へるのであります。私はこの米麦の価格をめぐる諸問題に關し、以下十項目につきまして政府当局の所信を質したいと存じます。

先ず質問の第一点は、二十六年産米麦の価格決定に關する政府の基本的態度についてであります。政府は二十六年産の予算編成に當り、本年産の生産者米価は想定パーテイ一九五として六千六百円とし、米価はこれを基礎として、はじいておるのであります。ところが現実のパーテイ指数は朝鮮動亂の激化に伴う国際物価を反映して急上昇を辿り、すでに三月は三三四になつて、予算開始の四月は一九五を遙かに突破し、米價決定の基礎となる五月末には政府みずから行なつた推定によつても二四〇、米價の基礎となる九月末には二五〇になると言われておるのであります。これら政府の米麦の価格算定方針は、その基礎として米類の自由販売の実施を條件としたのであります。が、これは昨年十一月ドッジ博士が来日し、二十六年産予算編成に當り、政府が特に大蔵、安本、農林、三省會談の結果、結論としてドッジ氏に提出したものだとして聞いております。然るに今や情勢が一変し、國會が下した結論は手放しの放任政策の是正であり、米の自由販売という前提條件が崩れ去つた今日、政府は如何なる方針で米價を決定しようとするのか。その基本的態度についてお伺いしたいのであります。

第二点は、特に供出制度が続けられる場合、予算編成の都合から引下げられた対米価比率、小麦、裸麦六四、大

麦五四の政府原案をそのまま生産者に押付けられるものであるかどうかをお尋ねしたいのであります。

質問の第三点は特別加算額の件であります。米價の決定の遅れる情勢を見越して、数日前農林省は各県知事に対して新麦の正式価格がきまるまでの間暫定価格を指示しました。これによる一五〇の特別加算額は無視されておられますが、今後新価格に對してもこの方針をそのまま持込むものであるかどうか。政府の明確なる御答弁をお願いいたします。更にこの点に關し廣川農林大臣は農林省の記者団との公式會談において、若し一五〇の加算を認めないならば池田蔵相は辞職すべきであると言明されております。蔵相の辭職問題は別といたしまして、一五〇の特別加算額を削減する考へであるかどうかをこの際特に池田大蔵大臣にお尋ねしたいのであります。

更に第四点といたしましては米麦のバック・ペイの問題であります。物價當局の説明によりますと、自由販売下の米價の府府買入價格は一種の支持價格であると言つております。併し供出制度が継続された以上は、従来通り二十五年産は勿論二十六年産産の米と米の價格には、当然基礎條件が昨年と同じであるとの理由から、パーテイの差額だけはバック・ペイを行うのが当然であると考えられておりますが、この点について政府の所見を承わりたいと存じます。

第五点として、私は特に米價審議會の結論の取扱に關してお尋ねいたしましたのであります。今日米麦の價格の決定は、國民經濟の立場から極めて重要な意味を持つておることは今更言うまでもありません。そのために政府は広く國民の意見を米價の決定に反映せしめる目的を以て米價審議會を構成したのであります。審議會は爾來國民經濟安定の見地から極めて適切な結論をしばしば政府に答申して参つたのであります。昭和二十五年産の米價の決定に當つて、政府は米價審議會の存在を無視するがとき態度をとられたのであります。この点につきましては、政府は今後かかることのないことをしるべき言明せられておるのであります。そこで本年も審議會は目下慎重に検討を進めておりますが、私がお尋ねしたいのは、この審議會の結論と政府の財政上の方針とが食い違つた場合、政府は今後も又昨年と同様審議會の結論を無視して一方的に予算價格を押し付けられるかどうか。今、全國民はこの点に關し重大なる関心を持つておるのであります。これについて當局の卒直なる所見を承わりたいと存じます。

質問の第六点は米麦の消費者價格についてであります。特に今までの質問の過程において明らかになつた通り、米麦ともに生産者價格の著しい値上りはもはや避けがたい情勢となつております。假し消費者價格を現状のままに据置いたとしたならば、農林當局の計算によりますと、食糧特別会計は明年三月までに一千八百八十億円の赤字が見込まれておるのであります。この食糧特別会計の赤字を消すために全額を消費者負担といたしますれば、一石当り九千四百円以上、一升当りにして消費者は七十三円から九十四円以上の高い米をかうことになるわけであり、このような大幅値上りでは、國民大衆にとりまして、現在の賃金水準の下に

あつて由々しい問題であると言われればなりません。而も消費米價の値上げはインフレ促進の有力な要素となる虞れがあると思われ、若し現在の低賃金体系を維持せんがために、賃金政策から米價が政治的に逆算されるようなことがありましたとしたら、それこそ邪道も甚だしいと言わなければなりません。それで私は、主食の消費者價格の改訂が必至であるならば、その改訂の時期はいつ頃になるかを尋ねたいと同時に、全額消費者負担の方法をとるのかどうかという点を、周東安本長官と池田大蔵大臣から明らかにして頂きたいのであります。

第七点として二重價格制の問題についてお尋ねいたします。生産者價格の値上げが必至であり、且つ消費者價格も賃金体系との関連から大幅引上げを行いたいとすれば、いわゆる二重價格制をとるよりほかに方法はないと考えます。二重價格制は言うまでもなく、生産費を補償する一方、消費者價格を安くするものであります。これは社会政策上極めて妥當なる方式だと思われ、最近の新聞雜誌の論評によりますと、池田蔵相は、減税と給與ベースの引上げを行うために、二重價格制の実施をやりたくともできないのだと報じております。私はこの際、あえて本年度農産物價格政策にこの二重價格制を採用するの意思があるかどうかということをお伺いしたいのであります。

質問の第八点は、去る五月十六日に總司令部渉外局から発表されましたマーケット經濟科學局長の日本經濟協力に關する聲明に關連した問題であります。このマーケット制の具体化に當

り、我が国の農業に與える影響に關して、この際、次の三点をお尋ねいたしたいと存じます。先ず第一に、マーカットの声明によれば、国内特需関係の物は國際價格によつて調整されるべきであると指摘されております。その結果、特需部門では国内價格の引下げが一般の予想となつております。特需部門はともかくといたしまして、国内價格が國際價格よりも下廻つております我が農産物價格は調整の対象になるかどうか。若しなるといふは、國際價格の水準まで引上げる方針であるかどうか。その取扱について政府の基本的方針を承わりたいのであります。次に第二として、マーカットの声明によれば、今後の日本經濟はインフレーションを努めて防止すべきであると政府に警告を發しているようであり、インフレ防止のためには、今までの經驗によりますと、低米価と低賃金の強行が大前提とされて来たのであります。そこで政府はインフレ防止のために、米価と賃金政策について如何なる方針をとられるかをこの際お聞きしたいのであります。第三は、米価政策の根本問題である國民生活に重大な關連を持つためにあえてお尋ねいたしたいのであります。大蔵大臣は曾つて車中談で、減税と給與ベースを引上げるという、新しい財政方針の一端を明らかにされましたが、今度のマーカットの声明の趣旨を忠実に実践するといふしますならば、外貨の手持が減少し、輸出振興策を強力に推進しなければならぬ我が國經濟の現状から見まして、蔵相の車中談は当然大幅の修正を余儀なくされざるを得ないと考えられるのであります。大蔵大臣は、この点、

餉くまでも前の説明を固執されるかどうか。マーカットの声明に關連いたした以上の三点を特にお尋ねいたしたいのであります。

最後に、私は本問題の結論といたしまして政府の方針を質したいと思ひます。米麦の價格決定の問題は日本經濟全體の問題であり、且つ又問題の複雑な様相は、取りも直さず日本資本主義の現段階における構みと矛盾の実体を余すところなく露呈したものであると考へるのであります。即ち池田大蔵大臣が立派な予算だと本議場で自讃された二十六年度予算は、その実施後僅か一、二カ月に於いて、早くも米価問題を契機に大修正を必要とするに至つたという事實は、吉田自由党内閣の財政政策の破綻を如実に示したものと考へざるを得ないのであります。(拍手)従つて政府は、朝鮮動亂の我が國經濟に及ぼす見通しについて我々の警告を退け、甘く考へていたという点を、この際よろしく是正され、直ちに補正予算を編成すべきであるのではないかとこの点について政府当局の意見を承わりたいと存じます。

以上を以ちまして私の質問を終ります。(拍手)

〔國務大臣廣川弘毅君登壇、拍手〕
○國務大臣(廣川弘毅君) 小林さんかのお尋ねでございますが、米価問題についてのいろいろの御説がございまして、米麦の價格決定につきまして、或るほど予算の想定額におきましては、ペリテイ指数は一九五でやつておつたのであります。現在二四〇乃至二五〇で想定されることは事實でありますので、この点につきましては、政府といたしまして慎重に目下検討しているかと存じます。

たしておるようなわけでありまして、又対米比価につきましても、これ又我々としたしましては、米麦、裸麦等につきましては十分考へたいと思つておるようなわけでありまして、それから特別加算額につきましても、これは我々といつたしましては、十分この点、今まで農民に與えておつたこの特権を主張し、又実現いたしたい考へておるわけでありまして、バック・ペイにつきましても、お話の通り現在の状態においてはさうよくなるのが当然だと思つておるかと存じます。それから審議会の問題についてのこと、國民の意見を尊重するに十分留意いたしたいと思つておるかと存じます。それから消費者價格につきましても、これは消費者價格に十分留意いたしたいと思つておるかと存じます。それから消費者價格につきましても、これは消費者價格に十分留意いたしたいと思つておるかと存じます。

〔國務大臣周東英雄君登壇、拍手〕
○國務大臣(周東英雄君) 小林君の御質問にお答えいたします。

第一に米價決定の態度ということについてであります。予算編成當時は、當時の資料に基いて一九五のペリテイについて計算をいたしたことに對しては、御承知のとおり、小川君も農政に携つていらつしやつたかたでありますから、わかりましようが、徒らに先のことと大きく、その當時の資料から出て来ない数字を以て予算の編成のできないことは御承知だと思ひます。その後における変化においては、只今農林大臣からお答えいたしましたように、ペリテイの指数が上つたということに対しては今後適當に処置をいたしたいと思ひます。第二の米麦の比價の問題については、これは米麦だけの問題について直ぐに決定できにくいものでございまして、只今お話のありましたように、ペリテイ指数に應じて米價の改訂に伴い、實質的には米價も上りましようが、同時に前議会のときから問題である比價については只今慎重に考へておるかと存じます。第三の特別價格問題については、加算價格の問題については、これは曾つて米についての加算額を決定したときの理由、即ち過去における農民の所得を減じないといふことの意味においてできた加算問題については、今後やはり考へられて行くべき問題だと思ひます。ただこれは常に率といふものが確定不動のものでないといふことだけは御承知を願ひたいと思ひます。それからバック・ペイの問題につきましても、米價算定方式がペリテイ方式をとつておる以上は、やはりバック・ペイの問題は当然行われて行くべきものかと存じております。又米價審議会の問題であります。これは御意見尤もであり

ります。併しあなたはよく御研究を願ひたいと思ひますが、去年の米價審議会で現われた意見といふものはそれ／＼根拠が違つております。生産の算定方式について或いは生産費計算の方式をとり、或いはペリテイの方式をとらんとする、或いは又所得ペリテイ方式をとらんとする、いろいろ基準の根拠の違ふ所から来る計算の相違といふことがよくおわかりにならうと思ひます。同じスタンド・ポイントに立つての價格の違ひといふことであるならば、これは違ひ／＼違ひがあると思いますが、私はその意味において、スタンド・ポイントを同じにして、米價算定方式をできるなら世論に關して、一つのまとめた形において計算をするということになれば、余り多くの違ひが生じないのじやないかと存じます。今年春から米價審議会の小委員会を作つて米價算定方式に關する具体案を今研究してらつております。これができますれば、十分にその方式に従つて計算をすれば、世論は尊重されると思ひます。そういう方式に進みたい。

それからマーカットの聲明に關連して二、三のお尋ねであります。またデテールについては、これからの相談でありますから、よくわかりませんが、ただこの中に現われておる日本の輸出といふものの價格が高ければ如何に特需關係において注文があまりましても売れない。そこで或る程度その價格を下げるといふことが出ております。國際價格より高いといふものについて下げるといふことは言われております。ではその聲明に關連して、あなたは直ちに農産物を上上げるかといふことであり、これはまあ大體一般論といたし

午後零時五十分散会

○本日の会議に付した事件

まして、国内農産物価格は国際価格よりも低いというのが現状であります。これはすぐに農産物を上げるかという御質問に対して、上げますということをお申上げるわけには行かぬのですが、むしろ私どもは、あなたの御心配の、農産物の価格と、又農業者が必要とするものの価格のその間におけるシエールの幅を少なくすることについて今後は努力して行きたいと、かように考えております。又同時にマールカット声明に關連して、あなたはいろいろ今後の生産を高める上において、米価並びに賃金政策については、低米価、低賃金政策をとるのじやないかというお尋ねであります。インフレを抑えるためにそのやむのじやないかというお話であります。政府はさように考えております。勿論、根本には船賃等の値下げ、自国船による政策を遂行する。今日の価格の高いことの大きな原因の一つは、船運賃の高いこととあります。これを政策としては自国船により運ぶということをするという事は、一つのコストの引下げであり、又機械の合理化、今のような非能率な機械で作つておるところに日本のコストの高いという、こういう問題は根本においては大きく考えなければならぬ点であります。直ちに低賃金、低米価政策をとるかというお尋ねに対しては、さようなことは別に考えておらんということをお申上げます。(拍手)

- 議長(佐藤尚武君) 大蔵大臣の答弁は他日に留保されました。
- 次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。
- 本日はこれにて散会いたします。
- 午後零時五十分散会
- 本日の会議に付した事件
- 一、新議員の紹介
- 一、弔詞捧呈に関する議長の報告
- 一、日程第一 港湾運送事業法案
- 一、日程第二 利根川開港法案
- 一、日程第三 審議会の整理のための總理府設置法の一部を改正する法律案
- 一、日程第四 審議会の整理のための農林省設置法の一部を改正する法律案
- 一、日程第五 審議会の整理のための建設省設置法の一部を改正する法律案
- 一、日程第六 審議会の整理のための経済安定本部設置法の一部を改正する法律案
- 一、日程第七 審議会の整理のための厚生省設置法の一部を改正する法律案
- 一、日程第八 審議会の整理のための国立世論調査所設置法の一部を改正する法律案
- 一、日程第九 審議会の整理のための地方自治庁設置法の一部を改正する法律案
- 一、日程第十 審議会の整理のための大蔵省設置法の一部を改正する法律案
- 一、日程第十一 審議会の整理等のための通商産業省設置法の一部を改正する法律案
- 一、日程第十二 審議会の整理等のための運輸省設置法の一部を改正する法律案
- 一、日程第十三 特別關連庁設置法の一部を改正する法律案
- 一、日程第十四 外務省設置法の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。
議長 佐藤 尚武君
副議長 三木 治朗君

- 議員
- 結城 安次君 山川 良一君
- 宮城タマヨ君 溝口 三郎君
- 藤野 繁雄君 中山 福藏君
- 波多野林一君 徳川 宗敬君
- 伊達源一君 高橋 道男君
- 高橋龍太郎君 高田 寛君
- 高木 正夫君 鈴木 直人君
- 新谷寅三郎君 鳥村 軍次君
- 西郷吉之助君 高良 とみ君
- 小林 政夫君 小宮山常吉君
- 木下 辰雄君 河井 彌八君
- 片柳 眞吉君 加藤 正人君
- 加賀 操君 奥むめお君
- 岡本 愛祐君 梅原 眞隆君
- 溝淵 春次君 木村 守江君
- 宮本 邦彦君 秋山俊一郎君
- 高橋進太郎君 上原 正吉君
- 石川 榮一君 大谷 登彌君
- 九鬼紋十郎君 深水 六郎君
- 加納 金助君 平沼彌太郎君
- 大矢半次郎君 城 義臣君
- 植竹 春彦君 小野 義夫君
- 鈴木 安孝君 寺尾 豊君
- 黒田 英雄君 岩沢 忠恭君
- 北村 一男君 中川 幸平君
- 徳川 頼貞君 工藤 鐵男君
- 中川 以良君 飯島運次郎君
- 伊藤 保平君 井上なつゑ君

- 赤木 正雄君 廣瀬與兵衛君
- 野田 卯一君 重宗 雄三君
- 大野木秀次郎君 加藤 武徳君
- 松平 勇雄君 古池 信三君
- 平井 太郎君 白波瀬米吉君
- 山縣 勝見君 安井 謙君
- 山本 米治君 岡田 信次君
- 愛知 毅一君 石村 幸作君
- 池田宇右衛門君 入交 太蔵君
- 島津 忠彦君 石原幹市郎君
- 紅露 みつ君 深川タマエ君
- 木内キヤウ君 鈴木 恭一君
- 大島 定吉君 川村 松助君
- 谷口弥三郎君 油井賢太郎君
- 山田 佐一君 西山 龜七君
- 園 伊能君 鈴木 強平君
- 櫻内 義雄君 西田 隆男君
- 大屋 晋三君 泉山 三六君
- 平岡 市三君 左藤 義詮君
- 小林 英三君 栗栖 起夫君
- 林屋龜次郎君 櫻内 辰郎君
- 一松 定吉君 鬼丸 義賢君
- 中田 吉雄君 青山 正一君
- 金子 洋文君 清澤 俊英君
- カニエ邦彦君 島 清君
- 野濤 勝君 加藤シヅエ君
- 若木 勝藏君 永井純一郎君
- 三橋八次郎君 原 虎一君
- 齋 武雄君 高田なほ子君
- 片岡 文重君 吉川末次郎君
- 小林 孝平君 松浦 清一君
- 菊川 孝夫君 深川榮左エ門君
- 菊田 七平君 山田 節男君
- 成瀬 幡治君 田中 一君
- 松永 義雄君 小泉 秀吉君
- 大隈 信幸君 前之園喜一郎君
- 岩男 仁藏君 波多野 鼎君
- 駒井 藤平君 小川 久義君
- 境野 清雄君 木内 四郎君

- 大野 幸一君 細川 嘉六君
- 須藤 五郎君 岩間 正男君
- 兼岩 傳一君 千葉 信君
- 木村鶴八郎君 堀 眞幸君
- 梅津 錦一君 重森 壽治君
- 東 隆君 森 八三一君
- 佐多 忠隆君 小林 亦治君
- 岩崎正三郎君 千田 正君
- 松浦 定義君 小松 正雄君
- 堀本 謙三君 内村 清次君
- 栗山 良夫君 山下 善信君
- 矢嶋 三義君 佐々木良作君
- 木下 源吾君 棚橋 小虎君
- 和田 博雄君 下條 恭平君
- 上條 愛一君 森崎 隆君
- 農務大臣 廣川 弘禪君
- 農林大臣 山崎 猛君
- 運輸大臣 周東 英雄君
- 國務大臣 周東 英雄君
- 政府委員
- 特別調達庁 辻村 義知君
- 長官官房長 城 義臣君
- 行政管理政務次官 島津 久大君
- 外務省政務局長 西川 甚五郎君
- 大蔵政務次官 平澤 長吉君
- 厚生政務次官 平澤 長吉君
- 建設省管理局長 遊江 操一君

定価 一部 六円五十銭
送料実費
発行所 東京都新宿区市谷本村町
電話 九段五三一官報課
振替東京一九〇〇〇一官報課